

第4次 岐阜県教育振興基本計画

2024年度～2028年度

(案)

岐阜県

[2023年12月]

目 次

第 1 章 岐阜県教育振興基本計画の策定にあたって

| | |
|-----------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 策定手続 | 2 |
| 5 全体構成 | 2 |

第 2 章 岐阜県教育を通して「目指す人間像」と「育みたい力」

| | |
|------------|---|
| 「目指す人間像」 | 3 |
| 3つの「育みたい力」 | 4 |

第 3 章 取り組む施策の体系

| | |
|--------------------------|---|
| 1 「目指す人間像」や「育みたい力」と4つの施策 | 5 |
| 2 施策体系 | 6 |
| 3 今後5年間の重点的な施策 | 7 |

施策Ⅰ 「豊かな人間性」の育成

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実 | 8 |
| 2 人権教育の推進 | 10 |
| 3 いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底 | 12 |
| 4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 | 15 |
| 5 文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実 | 18 |
| 6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 | 20 |
| 7 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成 | 22 |

施策Ⅱ 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成

| | |
|-------------------------------------|----|
| 8 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成 | 25 |
| 9 ICT を利活用できる力の育成 | 29 |
| 10 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成 | 32 |
| 11 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成 | 35 |
| 12 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進 | 38 |
| 13 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実 | 40 |
| 14 スペシャリストを育成する産業教育の充実 | 42 |
| 15 私立学校教育の振興 | 44 |

施策Ⅲ 「健やかな体」の育成

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 6 | 体力づくりの推進 | 45 |
| 1 7 | 健康教育と食育の推進 | 47 |
| 1 8 | これまでの経験を踏まえた感染症への対応の推進 | 49 |
| 1 9 | 子どもの安全・安心を守る教育の充実 | 50 |

施策Ⅳ 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 2 0 | 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 | 52 |
| 2 1 | 特別支援教育の推進 | 55 |
| 2 2 | 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実 | 59 |
| 2 3 | 誰一人取り残さない学びの機会の整備 | 61 |
| 2 4 | 文化芸術やスポーツなどの才能や個性を伸ばす機会の充実 | 65 |
| 2 5 | 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進 | 67 |
| 2 6 | 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上 | 69 |
| 2 7 | 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進 | 71 |
| 2 8 | ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進 | 73 |
| 4 | 施策の指標 | 75 |
| ○ | 子どもたちの姿 | 75 |
| ○ | 施策実施指標 | 76 |

第 4 章 岐阜県教育振興基本計画の推進と進行管理

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 岐阜県教育振興基本計画の周知と県民意見の把握 | 79 |
| 2 | 目標設定に基づいた進行管理 | 79 |

参考資料 教育を取り巻く状況

| | |
|--------------|----|
| 教育を取り巻く状況 | 80 |
| (1) 社会状況の変化 | 80 |
| (2) 岐阜県教育の現状 | 82 |

策定の経過

| | |
|-------------------------|----|
| ○ 第4次教育ビジョン策定委員会 委員名簿 | 88 |
| ○ 第4次教育ビジョン策定委員会 委員会の経過 | 88 |
| ○ 総合教育会議 会議の経過 | 89 |
| ○ スクールミーティング等の実施について | 89 |

第1章 岐阜県教育振興基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

岐阜県では、2008年12月に県の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の教育振興基本計画を「岐阜県教育ビジョン」として初めて策定して以来、国内外の社会経済情勢や教育をめぐる現状や課題を踏まえながら、2014年3月には「第2次岐阜県教育ビジョン」を、2019年3月には「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定し、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成を進めてきました。

「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校が全国一斉に休校となるなど、これまでにない現実直面しました。そのような中で、私たちには何ができるか、考え、乗り越えて今日があります。

社会は今、国内において人口減少・少子高齢化が本格化する一方、国際的には情勢の不安定化や気候変動など、様々な課題があります。更には、超スマート社会（Society5.0）の実現を目指し、絶え間ない進歩によりめまぐるしく変化を続けており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を想定しえなかったように、将来の予測は一層難しい状況にあります。

しかしながら、そのような状況だからこそ、これからの子どもたちには、視野を広げ、主体的に様々な変化や課題と向き合う中で、人と人とが結び付き、尊重し合い、協働しながら、よりよい未来の実現に向かって前進していく力が求められていると考えています。

このため、岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）の基本的な方向性を継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、本県の教育を推進していくための指針として、新たに「第4次岐阜県教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）のアクションプランとして、今後取り組む具体的施策を明らかにした計画です。
- 教育基本法第17条第2項に基づいて策定する岐阜県の教育振興基本計画です。
- 国の「第4期教育振興基本計画」（2023年6月16日閣議決定）を参酌し見直しを図った計画です。

【教育基本法第17条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

- 2024年度から2028年度までの5年間です。

4 策定手続

- 策定にあたり、外部有識者や保護者代表で構成される「第4次教育ビジョン策定委員会」のほか、「スクールミーティング」における現場教職員や児童生徒を交えた意見交換、パブリックコメントなどを通じ、多くの県民からの意見を反映しました。
- 県教育委員会における審議及び「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」における「教育の振興に関する計画」として県民のコンセンサスを得ながら、県議会の議決に基づき策定しました。

5 全体構成

第4次岐阜県教育振興基本計画では、第2章で岐阜県教育を通して「目指す人間像」と「育みたい力」を示し、その実現を目指すための4つの施策を示しています。第3章では、第4次岐阜県教育振興基本計画で取り組む施策の体系として、4つの施策に沿って、28の具体的な施策を設定し、現状と課題を明らかにした上で、施策を展開する上で必要な主な取組を示しています。また、その進捗状況をできる限り客観的に把握するために、「施策実施指標」の目標値を設定しています。第4章では、岐阜県教育振興基本計画を着実に推進するための進行管理の方法を示しています。

最後に、参考資料として、教育を取り巻く状況として、社会状況の変化や岐阜県教育の現状をデータで示しています。

| | |
|-------|---------------------------|
| 第 1 章 | 岐阜県教育振興基本計画の策定にあたって |
| 第 2 章 | 岐阜県教育を通して「目指す人間像」と「育みたい力」 |
| 第 3 章 | 取り組む施策の体系 |
| 第 4 章 | 岐阜県教育振興基本計画の推進と進行管理 |
| 参考資料 | 教育を取り巻く状況 |

第2章 岐阜県教育を通して「目指す人間像」と「育みたい力」

目指す人間像

**「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、
よりよい未来の実現に挑み続ける人**

- 子どもたちは、一人一人がこれからの社会を創っていく大切な担い手です。地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられる、よりよい未来を築いていく子どもたちには、自分自身を大切だと思いい、幸せであると思えることが大切であり、その礎は、家庭や地域、学校などの場で育まれていきます。
- 一方で、社会は今、人口減少・少子高齢化、国際情勢の不安定化や気候変動など、様々な課題を抱えています。また、絶え間ない技術革新等によりめまぐるしく変化を続けており、将来の予測は一層難しい状況にあると言われます。
- 予測困難な明日を切り拓くためには、子どもたちが、主体的に、深く学び考えたり、何かに熱中して取り組んだりする中で、「できた喜び」や「できなかった悔しさ」を感じながらも、失敗を恐れず挑戦を続けていくこと。そして、その経験を積み重ねることにより、自らの成長が実感でき、更に自らの新しい可能性を拓いていくことが大切です。
- また、ふるさと岐阜の豊かな自然、歴史、文化などの中で、身近な人々の生き方や考え方に触れたり、温かな支えを受けたりする経験は、ふるさと岐阜のよさを感じ取り、誇りを持つことにつながるとともに、他者と協働して活躍するための自信を裏付ける原体験となるはずです。
- こうした経験を通じ、子どもたち一人一人に、自分のよさや可能性を認識するとともに、自分とは異なる他者を価値ある存在として受け入れていくという多様性を尊ぶ心や姿勢が育まれ、将来、ふるさと岐阜で、日本で、世界で、広く柔軟な考え方や視野を持ち、ともによりよい未来を実現し、発展させてくれる人となるものと願っています。
- そこで、県では、子どもたち一人一人が、ふるさと岐阜での学びや豊かな経験、体験を通して視野を広げ、自らの自信や誇りにつなげられるよう、誰一人取り残さない、きめ細かな教育を、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら、「オール岐阜」で推進していきます。
- そして、これまで育成を目指してきた「地域社会人」に込めた、持続可能な社会の実現に向け、一人一人の能力を最大限に高め、未来に希望をもって、主体的に社会に関わっていくという考え方を受け継ぎつつ、子どもたちが主体的に学び、考え行動する力、人と人がつながり、お互いが認め合い支え合う力、自己の生き方や社会のあり方を探究し続け、よりよい未来を築いていく力を、それぞれが活躍する場所で発揮できる、『「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人』を育成していきます。

3つの「育みたい力」

絶え間ない技術革新、超スマート社会（Society5.0）の到来などにより、変化がめまぐるしく予測困難な社会を生き抜いていくために、子どもたちが、「自立力」「共生力」そして「創造力」をバランスよく身に付け、これらの3つの力（自立力・共生力・創造力）を発揮して、自らの可能性を信じ、一人一人の優れた才能や多様な個性を伸ばし、更にそれを磨きながら、希望を持ってよりよい未来の実現に挑み続けることで、世界や地域社会などで広く貢献できる力を養います。

◇ 自立力（主体的に学び、考え、行動する力）

社会への興味・関心を広げ、主体的に向き合い関わりながら、自ら課題を見つけ、目標を立ててよく学び、考え、行動する力

具体的には、「主体性・意欲的な姿」「自信や自己効力感」「たくましさ・しなやかさ」
「自ら答えを出していく力・やり抜く力」 など

◇ 共生力（つながり、認め合い、支え合う力）

仲間とともに学ぶこと・体験することや、人々・自然などと触れ合うことを通して、つながりを大切にするとともに、互いを認め合い、支え合ってよりよく生きる力

具体的には、「自他の尊重・他者への思いやりの心」、「相手の立場に立った想像力」、
「コミュニケーション能力」、「道徳性・規範意識」、「地域への誇りや愛着」 など

◇ 創造力（よりよい未来を築いていく力）

自らの可能性を信じ、「自立力」「共生力」を発揮して、自己の生き方や社会のあり方を探究し続け、よりよい未来を築いていく力

具体的には、「自らを高める力」、「個性を磨く力」、「継続する力」、「目標を設定する力」、
「探究を深める力」、「ものごとを成し遂げる力」 など

第3章 取り組む施策の体系

1 「目指す人間像」や「育みたい力」と4つの施策

『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」や「自立力」「共生力」「創造力」の3つの力を育むために、「いつの時代も変わることなく子どもたちの教育に期待される内容（不易）」と、「時代の変化に柔軟に対応していく必要がある内容（流行）」を踏まえた岐阜県教育を展開する上で、次の4つの施策を定め、計画的かつ総合的に推進していきます。

施策Ⅰ 「豊かな人間性」の育成

自他のかけがえのない存在（いのち）を大切にするとともに、多様な人とつながり関わる力を育む

施策Ⅱ 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成

興味・関心を広げて様々な課題と向き合い、主体的に学び、探究し、よりよい未来を創造していくための力を育む

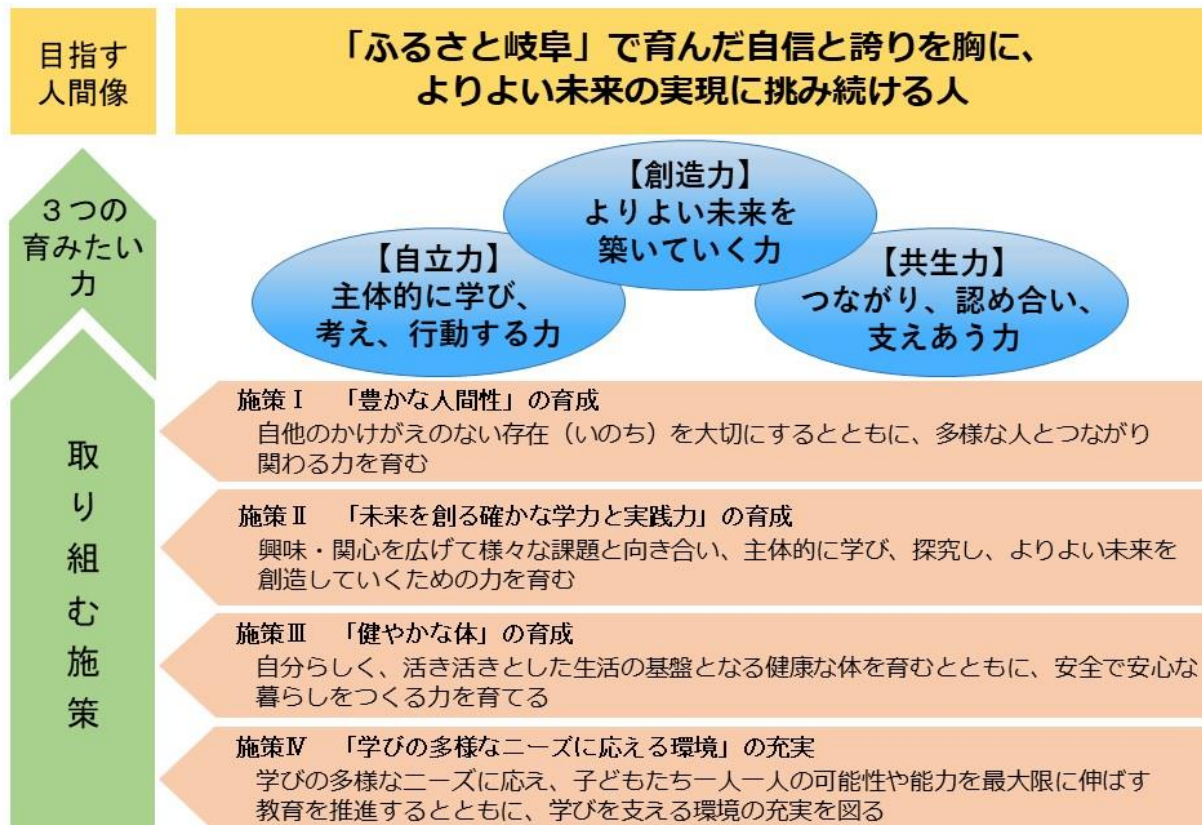
施策Ⅲ 「健やかな体」の育成

自分らしく、生き活きとした生活の基盤となる健康な体を育むとともに、安全で安心な暮らしをつくる力を育てる

施策Ⅳ 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

学びの多様なニーズに応え、子どもたち一人一人の可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進するとともに、学びを支える環境の充実を図る

第4次岐阜県教育振興基本計画の体系図



2 施策体系

4つの施策ごとに、28の具体的な施策と今後5年間の主な取組について体系化するとともに、目標とする指標等を示し、教育の推進を図ります。なお、「重点施策」については **重点** と表記しています。

| 施 策 | |
|------------|---|
| I | <p style="text-align: center;">「豊かな人間性」の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実 重点 2 人権教育の推進 3 いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底 4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 重点 5 文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実 6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 7 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成 |
| II | <p style="text-align: center;">「未来を創る確かな学力と実践力」の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成 9 ICTを利活用できる力の育成 10 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成 11 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成 12 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進 13 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実 14 スペシャリストを育成する産業教育の充実 15 私立学校教育の振興 |
| III | <p style="text-align: center;">「健やかな体」の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 16 体力づくりの推進 17 健康教育と食育の推進 18 これまでの経験を踏まえた感染症への対応の推進 19 子どもの安全・安心を守る教育の充実 |
| IV | <p style="text-align: center;">「学びの多様なニーズに応える環境」の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 重点 21 特別支援教育の推進 22 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実 23 誰一人取り残さない学びの機会の整備 24 文化芸術やスポーツなどの才能や個性を伸ばす機会の充実 25 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進 26 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上 27 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進 28 ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進 |

3 今後5年間の重点的な施策

施策を進めるにあたり、次の観点により、28の具体的な施策の中から今後5年間で重点的な取組を進める以下の3つの施策を「重点施策」と位置付けます。

- コロナ禍における体験活動や対面交流の減少を踏まえた、学びの中で育まれる対人関係を構築する力の育成
- これまでの岐阜県教育を通して一貫してきた「ふるさと教育」の継承
- 少子化社会における、将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

① 多様な人となつながら、関わる力の向上と心の教育の充実

(施策Ⅰ-1)

これからの社会を創っていく上で、多様な人となつながら、協働しながら、解決に導いていく力を身に付けることが大切です。コロナ禍においては、学習活動等が制約されたため、感性を豊かにする体験活動や対面交流が減少し、本来、学びの中で育まれる対人関係を構築する力やコミュニケーション能力の低下がみられました。

こうした課題の解決に向け、自他ともに存在（いのち）を大切にし、感性や、多様な人となつながら、関わる力などを育む取組を推進します。

② 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進

(施策Ⅰ-4)

ふるさと岐阜の豊かな自然や歴史ある文化などの中で、身近で多様な人々の生き方などに触れたり、温かな支えを受けたりする経験は、ふるさと岐阜のよさを感じ取り、誇りと愛着を育むことにつながります。

県では、引き続き、地域に暮らす人々や、地域のために活動する人々との関わりを大切にしながら、身近にある地域の自然・歴史・文化芸術・産業等についての学びや、ふるさとでの活性化のための課題解決に取り組む探究的な学びなどのふるさと教育を推進します。

③ 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

(施策Ⅳ-20)

県内の2023年3月の中学校卒業生数は、約1万8千人でした。2029年以降、急激な生徒減少期を迎え、2038年には約1万1千人となると見込まれています。

これまで、県教育委員会では、「県立高校活性化の基本方針（グランドデザイン）」に基づき、単位制への改編や地域と連携した学びへの支援など、「高校の特性」に応じた活性化策を講じてきました。

今後の県立高等学校のあり方については、生徒の学びのニーズだけでなく、生徒数の減少や校舎改築の時期などを踏まえた総合的な検討が必要です。学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手します。

1 多様な人となつたり、関わる力の向上と心の教育の充実

重点

現 状

- 将来の予測が困難な時代において、自他のかけがえのない存在（いのち）を大切にし、多様な人となつたり、協働しながら、よりよい未来を実現し、発展させることができる人を育てることが重要です。
- 自分をうまく表現することや他者とのコミュニケーションを図ることが苦手なことにより、学業や対人関係に行きづまりを感じる児童生徒がみられます。
- 県では、ふるさと教育の取組を通して、地域に暮らす人々や、地域のために活動する人々との関わりを大切にしてきました。
- 一方、コロナ禍において、学校行事や地域行事等が開催されないなど集団活動の機会が減少し、児童生徒の人間関係を形成する力を育む機会が失われました。
- 小・中学校においては、「特別の教科 道徳」の時間を要として、他の教育活動との関連を図りながら、道徳教育の充実に努めています。高等学校では、公民科をはじめとした各教科や特別活動、地域や学校の特色を生かした様々な活動を通して道徳性を高める取組を行っています。また、岐阜県道徳教育振興会議を設置して、「1家庭1ボランティア」運動を展開し、学校、家庭、地域が一体となって豊かな心を育む道徳的実践の推進に努めています。
- 全校一斉の読書活動は、多くの学校で実施しており、読書活動の推進のために工夫して取り組んでいます。
- 県図書館において、児童生徒の学習環境整備等のための資料の充実、幼児から大学生までの発達段階に応じた事業やイベントの開催により、図書館の利用の促進や子どもたちの読書活動の推進に取り組んできました。また、高校生等の読書活動推進のため、全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会と事前講習会及び関係機関との共催による「清流の国ぎふ・おすすめの1冊コンクール」を毎年開催しました。

課 題

- 自己有用感や自己肯定感を高める教育活動の推進
- 自己の生き方について考えを深めるための「特別の教科 道徳」における指導方法の一層の充実と家庭や地域の実情を踏まえた地域ぐるみの道徳教育の一層の推進
- 読書を通じて子どもの豊かな心を育むための、発達の段階ごとの効果的な取組の推進

取組の方向性

- 義務教育段階において、優れた文化芸術に触れ、親しむことのできる機会と演奏家等との出会いの場を創出することを通して、児童生徒の豊かな心を育む取組を推進します。
- 児童生徒一人一人が自他のかけがえのない存在（いのち）を大切にすることを育みます。
- 互いに認め合う活動を通して、コミュニケーション能力や自己表現力の向上を図り、自己肯定感・自己有用感を育みます。
- 「特別の教科 道徳」における指導方法の一層の充実を図るとともに、児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るために、学校、家庭、地域が連携して道徳教育を推進します。
- 読書を通じて子どもの豊かな心を育むため、「岐阜県子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図るとともに、県図書館における関連資料の充実と利活用を進めます。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|--------------------------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 多様な人とながり、関わる力の向上と心の教育の充実 | 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 | 小学校 84.5% 中学校 81.4% 高等学校 84.3% | 小学校 90% 中学校 90% 高等学校 90% |

主な取組

①ふるさと教育を通じた、多様な人とながり、関わる力の育成

- ・総合的な学習の時間を中心に、地域に暮らす人々、専門家などの多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設・設備など、地域の様々な教育資源等を活用したふるさと教育を推進し、多様な人とながり、関わる力の育成を図ります。

②文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の創出

- ・小・中学校段階において、ふるさとの文化施設における優れた文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな心を育む取組を推進します。

③コミュニケーション能力や自己表現力の育成と自己肯定感・自己有用感の育成

- ・プロの演出家や俳優等を講師として行う演劇表現等のワークショップを通じて、生徒に対してディスカッション、創作、表現等の活動を行い、生徒のコミュニケーション能力や自己表現力等の人間関係形成能力の育成を図ります。

④自他の存在（いのち）を大切に作る心の育成

- ・人権教育や道徳教育、いじめの未然防止、健康教育など、学校教育全体を通して自他の存在（いのち）を大切に作る心を育む教育を推進します。

⑤よりよく生きる人格の形成を目指す道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」について、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒が道徳的な課題を自分事として受け止め、広い視野から考え、自分の生き方について考えを深めることができる効果的な指導方法について研究実践を行い、その成果を広く県内に普及します。
- ・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るため、学校、家庭、地域が共通理解を深め、連携、協力した、地域ぐるみの道徳教育を充実します。

⑥読書活動の推進

- ・学校における読書習慣を高めるため、「全校一斉読書活動」や「朝の読書活動」など楽しみながら読書を進める工夫ある取組について、一層の推進を図ります。
- ・学校における読書習慣を定着させるため、学校図書を整備充実を図ります。また、司書研修などにより図書館職員の資質向上を図ります。
- ・高校生等の読書活動推進のため、全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会を開催し、読書から生まれた考えを表現する機会の充実に努めます。また、県図書館では、子どもの読書活動推進のため「おはなし会」「清流の国ぎふ・おすすめの1冊コンクール」等、発達段階に応じた事業を開催するとともに、児童生徒用図書のセット貸出や相互貸借、高等学校を対象とした電子書籍の利活用を推進します。

2 人権教育の推進

現 状

- グローバル化や社会構造の変化による価値観の多様化が進む中で、女性や子ども、高齢者、障がいがあることや同和問題に起因する様々な人権侵害、日本以外の国や地域にルーツを持つ人へのヘイトスピーチ、感染症などの疾病に罹患した人々や性的マイノリティに関する偏見や差別も生じています。また、インターネット上での差別的言動や人権侵害も深刻な問題となっています。
- 県では、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全ての園・学校において、人間尊重の気風がみなぎる園・学校づくりを推進し、差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育に努めています。
- 一人一人の発達の段階や特性等に応じたきめ細やかな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成、人権感覚の涵養に努めています。
- 人権教育における行動力の育成を図る取組として、県内の公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小・中学校、高等学校、特別支援学校において「ひびきあい活動」を行い、人権課題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を磨くなど、様々な人権課題の解決のための教育を実践しています。
- DV や性暴力は身近にある重大な人権侵害であるため、県では、中・高等学校、大学等に DV や性暴力に関する専門知識を有する講師を派遣し、生徒や教職員等に対する意識啓発を推進しています。

課 題

- 同和問題をはじめとする様々な人権課題への理解を深める教職員研修の一層の充実
- 人権教育における行動力を養う学校・地域の実状に応じた「ひびきあい活動」の取組の充実
- 家庭や地域社会と連携・協働する人権教育の推進
- 若年層に向けた DV 予防啓発及び性暴力被害相談窓口の周知の推進

取組の方向性

- 教職員の人権感覚を高め、人権教育に関する指導力の向上を図る研修や「ひびきあい活動」の取組の充実、また、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を解決する力（行動力）を育みます。
- 同和問題をはじめとする様々な人権課題について、正しく理解し、児童生徒と教職員の人権感覚の向上に資する研修を実施します。
- 人権課題について家庭、地域と連携し今日的な課題に対応した人権教育の充実に取り組みます。
- DV や性暴力の新たな被害者、加害者を生み出さないためにも、若年層に向けた啓発をさらに推進します。

主な取組

①様々な人権課題に関する教職員の知識・理解の深化

- ・グローバル化や社会構造の変化による価値観の多様性を正しく理解し、同和問題への正しい理解の促進、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消、DVの根絶などを図るため、様々な人権課題の解決に向けて教職員の人権感覚を高め、指導力の向上を図る研修を充実します。
- ・人権教育に関する指導方法の改善及び充実に向けた実践的な研究を基に、指導資料等を作成し、研修等で活用します。

②人権教育における行動力を養う「ひびきあい活動」の充実

- ・県内全ての公立幼稚園及び学校を対象とした「ひびきあい活動」の取組を意図的・計画的に実施できるようにし、保護者や地域の人々との関わりの充実や、学校で身に付けた力を家庭や地域で発揮する場を位置付けるなど、全教育活動を通して、組織的・継続的に取り組み、人権教育における行動力を育成します。

③家庭や地域と連携した人権教育の推進

- ・地域における人権教育活動を効果的に行うため、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠であることから、地域リーダーの育成及び資質向上を図るため、研修を実施します。
- ・家庭教育において、人権尊重の意識を育むことが大切であることから、保護者の人権意識の高揚を図るため、啓発資料を作成して保護者等に配布し、学習機会の充実に努めます。

④若年層に向けたDV予防啓発及び性暴力被害相談窓口の周知の推進

- ・若年層に対してDVを正しく理解してもらうことを目的に、学校等においてDVについて学ぶ機会を提供するなど、若年層に対してより効果的な広報啓発を実施します。
- ・性暴力被害の潜在化を防止し、被害者の早期回復を図るため、中・高等学校の全生徒へのリーフレット等の配布を行うほか、SNS等を活用し効果的な広報啓発を実施します。

3 いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

現 状

- 県内の学校におけるいじめの認知件数は、2022年度は小学校4,512件、中学校1,582件、高等学校807件、特別支援学校61件となっています。
- 県内の学校における不登校児童生徒数は、2022年度は小学校1,879人、中学校3,376人、高等学校855人で、7年連続で増加し、過去最多となっています。
- 外部専門家（弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の積極的な活用により、いじめ対策組織や教育相談体制の充実に努め、初期段階において専門家と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、不登校対策の支援を図っています。
- 学校の管理職・生徒指導主事、教職員をそれぞれ対象とし、具体的な事例による研修会を開催しています。事例対応を学び合い、いじめの未然防止と早期対応力の向上に繋げています。
- 不登校の兆候がある児童生徒の居場所として、学校内に「校内教育支援センター」の整備を推進しています。また、「県教育支援センター（G-プレイス）」を整備し、不登校児童生徒の支援に努めています。
- 児童生徒に対して、命や生活の危機に直面したときの助けの求め方、受け止め方を教える「SOSの出し方に関する教育」を、スクールカウンセラーの協力を得ながら、推進しています。
- 地域をあげていじめを未然防止する県民運動の一つ「あったかい言葉かけ県民運動」を推進し、地域ぐるみでいじめを生じさせない学校づくりの取組が定着しています。
- SNSを介して犯罪に巻き込まれる青少年の増加や、ネットを介した誹謗中傷、いじめ、ネット依存等の問題が発生しており、行政機関、事業者、学校関係者等が連携して、青少年の安全・安心なインターネット利用に関する啓発に取り組んでいます。

課 題

- 児童生徒の悩みや生活上の困難さの軽減・解消に向けた相談体制の充実
- 児童生徒が相談しやすい学校内・外での窓口の整備とその周知
- 小・中・高等学校、特別支援学校の校種間の連携、学校・家庭・地域間の連携
- いじめ・不登校未然防止として、学校・学級の雰囲気づくり、環境の見直し
- 学校の教職員等がいじめを発見しやすい体制・調査・連携の充実
- いじめ被害・加害児童生徒、不登校児童生徒の学習支援や居場所の確保
- 青少年の安全・安心なインターネット利用の促進

取組の方向性

- いじめの未然防止や不登校対策の支援に向けた安心できる学校環境、雰囲気づくりを推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を活用した教育相談の更なる拡充を図り、相談しやすい窓口の整備により早期発見、早期対応を推進します。
- 発見後はこれまで以上に迅速な対応ができるよう、組織体制を強化します。
- 学校の取組のみならず、家庭や地域と一体となった取組が重要であり、「魅力ある学校づくり」を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|---------------------------|-------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 2 | いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底 | 認知したいじめのうち、解消したものの割合（小・中・高等学校） | 93.7% （※2022年度） | 100% |
| 3 | いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底 | 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合 | 小学校 57.7% 中学校 50.0% 高等学校 61.7% （※2022年度） | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% |

主な取組

①いじめの未然防止、不登校等支援についての組織的な対応

- ・「魅力ある学校づくり」事業の成果普及のため、この事業に携わる有識者を「いじめ未然防止・不登校等支援アドバイザー」として県内全域の市町村教育委員会や学校に派遣します。
- ・「SOS の出し方に関する教育」を実施するなど、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備します。
- ・児童生徒の居場所として、「校内教育支援センター」の設置推進、県総合教育センター内「県教育支援センター（G-プレイス）」の機能強化を推進し、児童生徒の心に寄り添いながら不登校対策支援、将来の社会的自立を支援します。
- ・岐阜県生徒指導推進会議において、いじめ等の様々な問題についての未然防止の取組が県民運動としてより一層展開されるように協議、推進します。

②外部専門家の積極的な活用による教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーを公立高等学校、特別支援学校、全公立中学校区（小学校を含む）、義務教育学校に配置し、全ての学校種での支援体制の確立と問題行動の未然防止、早期対応を図ります。また、スクール相談員を重点配置対策校の中学校区、義務教育学校、高等学校に配置します。
- ・いじめ、不登校、児童生徒の命にかかわる案件等の緊急事案に対応するため、公立学校からの要請により、臨床心理士、公認心理師、弁護士、医師、社会福祉士、教員 OB 等の外部専門家を派遣します。
- ・不登校児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーを県総合教育センター等に配置するとともに、県教育支援センター（G-プレイス）に通う生徒を支援します。
- ・児童生徒の置かれた環境の課題に働きかけながら、各関係機関と連携し、支援するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを公立学校からの要請により派遣します。

③電話・SNS等を活用した相談体制の充実

- ・24時間体制の電話相談「子供SOS24」により、いじめ・不登校等に苦しむ児童生徒や保護者の相談に乗ることで解決の糸口を探ります。
- ・中学生・高校生を対象にLINEなどのSNSを活用した相談体制を構築します。

④いじめ等の問題行動や不登校が生じないような魅力ある学校づくりの推進

- ・児童生徒一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高め、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・児童生徒が自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人に活躍の場をつくるとともに、児童生徒へのアンケート等を活用しながら、互いに認め合い、自己肯定感を高めることができる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・「あったかい言葉かけ県民運動」の作品を募集し、作品をまとめたリーフレットを県内の全児童生徒へ配付します。また、新聞等による「あったかい言葉かけ県民運動」の啓発に取り組みます。
- ・性的マイノリティに関する偏見や差別をはじめとする複雑化する人権課題についても、引き続き現状把握に努めながら、学校生活の様々な場面においてきめ細かな対応を進め、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる学校づくりを推進します。

⑤インターネットの安全・安心利用に関する啓発等の充実

- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができるように、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行い、問題行動等の未然防止を図ります。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。

⑥地域で子どもを守り育てる運動の推進

- ・「岐阜県生徒指導推進会議」において県民運動の内容や方法を検討し、教職員、PTA、地域住民、少年育成団体等が協力して、児童生徒が自己肯定感を高める活動を推進するとともに、いじめの問題（ネットいじめを含む）への対応に関わる取組の充実を図ります。

4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進

重点

現 状

- 県では、地域に暮らす人々や、地域のために活動する人々との関わりを大切にしながら、身近にある地域の自然・歴史・文化芸術・産業等について学ぶふるさと教育の取組を推進し、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育む教育の充実に努めてきました。
- 全ての県立高等学校において、学校や学科の特色に応じ、地域や関係機関と連携した探究活動を通してふるさと教育を実施し、生徒が「ふるさと岐阜」の魅力を体感することができました。
- ふるさと教育の優れた実践校を表彰する「岐阜県ふるさと教育表彰」への応募校数は、2018年度にはピークとなる165校を数えたものの、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け応募校数が減少し、2022年度には101校となりました。
- 文化財保護センターでは、県有文化施設や市町村との連携企画展示や出前授業を実施するなど、学校や地域において歴史や文化に親しむことができる機会の充実に努めてきました。
- 県図書館において「児童生徒地図作品展」を実施し、2023年度までの5年間にのべ437校から1,052点の応募がありました。
- 幼稚園、保育所、小・中・高等学校等における「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」の実施や、木育の総合拠点である「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」におけるプログラムを通じて、子どもたちをはじめとしたあらゆる世代に対し、「ふるさと岐阜」の森や木に親しみ、学ぶ機会を提供してきました。

課 題

- 学校と地域が一体となった持続可能な教育活動の一層の充実
- 地域の教育資源等を活用したふるさと教育の推進と普及・啓発
- 各高等学校で実施されている学校や学科の特色に応じたふるさと教育の一層の充実
- 地図を活用した事業による児童生徒のふるさとに対する意識の高揚
- 文化財を用いた体験活動の一層の充実
- 「ぎふ木育」の一層の推進

取組の方向性

- 総合的な学習の時間を中心に、地域に暮らす人々、専門家などの多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設・設備など、地域の様々な教育資源等を活用したふるさと教育を推進します。また、これらの優れた取組を行った学校の情報を収集して表彰するとともに、その好事例を新聞やホームページ等で広報し、その普及に努めます。
- STEAM教育や教科等横断的な学びの視点から、教科・科目で育成した見方・考え方を生かし、地域課題を解決するための探究的な学びを推進します。
- 県図書館における「児童生徒地図作品展」や地図を活用した出前授業等を継続して実施します。
- 文化財保護センターにおいて遺跡の見学や出土品に触れる体験活動の再編と拡充に努め、「ふるさと岐阜」の魅力を学ぶ教育の充実に努めます。
- 「ぎふ木遊館」や「森林総合教育センター（morinos）」の木育・森林環境教育プログラムを活用し、森や木に親しみ、森とのつながりや森林文化の豊かさを学ぶ教育の充実に努めます。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|-----------------------------|---|------------------------|----------------------|
| 4 | 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 | 指導計画の作成にあたって、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている学校の割合 | 小学校 98.6% 中学校 95.7% | 小学校 100% 中学校 100% |
| 5 | | 岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合 | 60.1% | 80% |

※参考指標

| 指標 | 現況値 (2023年度) |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合 | 小学校 71.0% 中学校 53.9% 高等学校 44.6% |

主な取組

①地域の活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進

- ・総合的な学習の時間を中心に、地域の教育資源等を活用したふるさと教育を推進します。
- ・学校と地域とが一体となって持続可能な教育活動を展開する中で、活力と魅力ある学校づくりを推進していくため、地元団体等の積極的な活用を推進します。また、生徒が地域の中で活躍する場を増やし、その学びを発信することで、地域や学校の魅力を再発見し、地域の活性化につなげる探究的な学びを推進します。
- ・社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。
- ・地域社会の課題解決のために、地方自治体や大学、企業等と協働して、先進的な探究学習の実施に取り組む高等学校を支援します。
- ・地域の教育資源を効果的に活用し、総合的な探究の時間を中心に、生徒が地域と積極的に関わり、社会参画の意識を高める学びを推進します。
- ・スーパーサイエンスハイスクールや岐阜県フラッグシップハイスクール等から意欲のある生徒が集まり、大学や関係機関と連携しながら、岐阜県や地域の課題の解決策を探り、地域の活性化に向けた新たな提案をするプロジェクトを充実させます。

②ぎふの自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学び、探究する取組の推進

- ・「ふるさと岐阜」への更なる誇りと愛着を育むため、義務教育段階において、岐阜県の自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学ぶ取組を推進します。
- ・毎年11月3日（文化の日）を「岐阜～ふるさとを学ぶ日」として、県の文化施設の入館料を無料化するほか、市町村等の文化施設の参加拡大を図ります。
- ・文化財に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。
- ・小・中学生が航空宇宙への興味・関心をもち、将来の航空宇宙産業への就業につなげることを目的として、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館において教育プログラムを実施します。

③清流と森に学ぶ教育活動の推進

- ・小・中・高等学校、特別支援学校等の児童生徒を対象に「岐阜県緑化運動ポスターコンクール」を実施し、緑化の意義などを普及啓発します。
- ・川や森林をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習や、教科での学習とつなげたふるさと教育など、岐阜県の地域性を生かした教育を推進します。

④清流を通じた地域との連携による環境学習の推進

- ・「清流長良川あゆパーク」において、内水面漁業や世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する体験学習プログラムを、児童生徒を対象に実施します。
- ・農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深め、農村資源の保全活動への住民参加を促進するため、将来を担う子どもたちを対象とした環境教育（田んぼの学校）を推進します。

⑤森や木と触れ合い、学び、ともに生きる「ぎふ木育」の推進

- ・幼稚園、保育所、小・中・高等学校等の子どもたちに対して、自然や木に触れて親しむ「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」の取組を支援、実施します。
- ・木に触れる体験を通して子どもたちの森や木への理解を深めるため、教育施設等へ岐阜県産材を活用した木のおもちゃや教材の導入を支援します。
- ・「ぎふ木遊館」において、あらゆる世代の県民を対象に木のおもちゃの遊びや森や木に親しむ木育プログラムの体験を実施します。
- ・「森林総合教育センター(morinos)」において、あらゆる世代の県民を対象に森林環境教育プログラムの体験を実施するとともに、自然体験活動を実践できる教員等を育成します。

⑥優れた実践に対する顕彰と発信

- ・県内学校のふるさと教育への機運を一層高めるため、「岐阜県ふるさと教育表彰」により優れた取組を実践している学校を顕彰します。
- ・優れた実践を、新聞や県ホームページ等で広報することにより、多くの県民が学校のふるさと教育に関心をもつことができるよう努めます。

⑦地図を活用したふるさと教育の推進

- ・県図書館において「児童生徒地図作品展」や地図教室を実施し、児童生徒の地図活用能力の育成を図ります。
- ・県図書館が所蔵する地図資料を活用した出前授業・研修講座を実施します。

⑧ふるさと教育に関する教職員研修の充実

- ・児童生徒のふるさと教育に関わる地域連携や人材育成を推進するため、小・中・高等学校、特別支援学校新規採用教員に対し、県の施策や文化施設の魅力を学ぶ研修を実施します。

5 文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実

現 状

- 県有文化施設において教育普及活動や出前講座を実施するなど、学校や地域において文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めてきたほか、岐阜県青少年美術展の開催を通して文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりを図ってきました。
- 2024年度の第48回全国高等学校総合文化祭の開催に向けて、国際交流事業により韓国の高校生を招へいし、国際交流コンサートや文化交流を行うとともに、各部門の充実のため、支援・援助などを行ったほか、プレ大会を開催しました。
- 多世代、多種目、多志向に対応するなど、地域スポーツの受け皿となる県認定総合型地域スポーツクラブに対し、ぎふ広域スポーツセンター（県・（公財）岐阜県スポーツ協会）による巡回相談・指導、マネジメント資格や指導者資格の取得支援により、運営基盤の強化や指導者の資質向上に努めるとともに、県内各圏域に大学等を中心としたスポーツ活動拠点を作成するほか、総合型地域スポーツクラブが取り組む学校部活動・他団体との連携、スポーツが苦手、嫌いな子どもを対象とした取組等を支援しました。
- 県が指定するトップアスリート拠点クラブの選手・指導者が学校の授業や部活動、スポーツ少年団等において出前指導を実施しました。
- 運動・スポーツを好む幼児の育成に向け、県内5大学と連携し、幼稚園・保育所等を対象とした「アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）」の全県展開を進めています。

課 題

- 子どもたちが、優れた文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる機会の確保
- 幼児期から運動・スポーツの楽しさに触れることによる心身の育成、体力向上の取組の推進
- 子どもがトップアスリートに触れ、運動・スポーツに親しむ機会の確保
- スポーツが苦手、嫌いな子どもがそれらを克服する機会の確保
- 学校と地域の連携によるスポーツ機会の充実

取組の方向性

- 子どもの頃から学校や地域において文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 幼児期から運動・スポーツに親しむ機会を創出するため、ACPの全県展開を図ります。
- 子どもがトップアスリートに触れる機会を確保するため、トップアスリート出前指導を推進します。
- 学校と地域の連携により、子どもがスポーツを始め、再開できる機会を創出するため、各圏域に大学等を中心としたスポーツ活動拠点を育成するとともに、総合型地域スポーツクラブが取り組む部活動連携や、スポーツが苦手、嫌いな子どもを対象とした事業を推進します。

主な取組

①文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりの推進

- ・文化芸術を創造する人づくり、文化芸術振興の環境づくりに向けて、優れた美術作品の発表の場を提供する岐阜県青少年美術展について、今後更に多くの学校等が参加するよう促し、県内各地域の児童生徒等に発表機会を提供します。
- ・県有文化施設において、教育普及活動や出前講座を実施するなど、児童生徒が文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めます。
- ・文化財に関する学習機会や情報提供の充実に図るほか、民俗芸能の保存団体が行う伝承教室の開催等への支援に努めます。

②海外の優れた文化芸術に触れ、国際交流による異文化教育の推進

- ・異文化理解のため芸術を通じた国際交流を支援します。

③スポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりの推進

- ・幼児期に楽しみながら体を動かすプログラムを全県展開することで、運動好きな子どもを育成し、生涯スポーツの基礎づくりを推進します。
- ・県内トップアスリート拠点クラブの選手・指導者による学校の授業や部活動、スポーツ少年団等への出前指導を実施します。
- ・オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツ振興、パラリンピックやパラスポーツを通じた共生社会の推進、カナダやオランダとのホストタウン交流を通じた国際理解の推進、オリパラレガシーの発展のため、県内の学校と連携した事業を推進します。

6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

現 状

- 2018年度から全面実施の「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが示されました。
- 「幼児教育推進会議」を開催し、「『つなぐ・高める・支える』幼児教育の推進」を基本方針として「岐阜県幼児教育アクションプラン」を改訂（2022年3月）しました。
- 2022年度から、国の「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、幼保小の連携・協働による「つなぐ・高める・支える」架け橋プログラムの開発・実践に取り組んでいます（2022年度～2024年度）。
- 幼稚園、認定こども園、保育所等での家庭教育学級の開催を推進しています。

課 題

- 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化
- 遊びを通じた指導の充実と保育内容の評価・改善サイクルの構築
- 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

取組の方向性

- 「岐阜県幼児教育アクションプラン」の基本方針である「『つなぐ・高める・支える』幼児教育の推進」に向けて、「幼児教育推進会議」において施策の検証と見直しを続けます。
- 幼児教育に携わる関係各課から成る「岐阜県幼児教育チーム」により、施策を共有し、施設類型、公私立を問わず一貫した指導、支援を行います。
- 「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、「接続期カリキュラム」や「保育・教育内容の相互理解を図る研修プログラム」、「組織体制・会議設置モデル」等の成果の共有を図ります。
- 幼少期から、保護者が子育ての悩みを共有し、家庭教育について学び合う機会の拡大を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|-------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 6 | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 | 幼児教育施設の教職員、保育士等との合同研修を実施した小学校の割合 | 60.1% | 90% |

主な取組

① 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が両者の教育について理解を深める等、連携内容の充実を図ります。
- ・幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、学びの連続性を確保する「接続期カリキュラム」の編成及び改善を促進します。
- ・地域の実情を踏まえ、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所等を含めた幼児教育施設全体で推進する体制を整備します。

② 遊びを通じた指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

- ・一人一人の発達に応じた教育内容や指導方法の工夫改善を図ります。
- ・施設の運営や保育の質を評価し改善を図る PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）を構築します。
- ・研修（自主的な園内研修やキャリアステージに応じた研修等）の機能や位置付けを構造化し、研修の効果的な実施により、教職員の資質及び専門性の向上を図ります。

③ 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

- ・気になる幼児やアレルギー疾患の幼児等、幼児の様々な特性を理解した支援の充実を図ります。
- ・障がいのある幼児に係る「個別の教育・保育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用による切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・外国人幼児が園や小学校の学校生活に円滑に適應できるよう、幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス、相談活動等の支援の充実を図ります。
- ・家庭教育及び子育て支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化して、地域における幼児教育の支援体制を構築します。
- ・幼稚園、認定こども園、保育所等での家庭教育学級の開催拡大を図るため、リーダー養成研修を実施します。

7 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成

現 状

- 保護者が行う家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけさせる上で重要な役割を担っています。
- 未来を担う子どもたちの成長を支えていくためには、地域住民の参画による子どもたちの学びを支援するための体制整備や、青少年を健全に育むための社会環境づくりに加え、家庭、地域、学校が連携した活動の充実を図ることが求められています。
- 県 PTA フォーラムの開催や機関紙「わが子の歩み」等の刊行を支援することにより、県 PTA 連合会の活動を促進し、児童生徒の健全育成、指導者の資質向上と会員の学習意欲の高揚、社会教育への理解等を図っています。
- 家庭教育推進のため、園や学校等での家庭教育学級の開催を支援するとともに、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を実施し、家族が触れ合う機会の創出に努めています。
- 地域社会の中で放課後に子どもたちが安心して健やかに過ごせるよう、市町村が実施する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を推進しています。
- 岐阜大学と共同で「ぎふ地域学校協働活動センター」を設置し、地域学校協働活動に係る普及啓発及び人材育成を実施しています。
- 青少年 SOS センターにおいて、24 時間 365 日体制で、いじめ、不登校、ひきこもり等の青少年の様々な悩み相談に対応をしています。
- 図書类等取扱業者や深夜入場制限施設、携帯電話販売店等への立入調査を行い、青少年を健全に育む社会環境づくりを推進しています。

課 題

- 様々な状況にある全ての家庭環境に対応した家庭教育の推進
- 全ての家庭が主体的に家庭教育に取り組める環境づくり
- 地域と学校が連携・協働して取り組む活動を支援する仕組みの構築及び人材育成
- 新・放課後子ども総合プランにおける指導者や従事者等の資質向上
- 犯罪やトラブル、有害環境から青少年を守るための社会環境づくりの推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の支援体制の強化

取組の方向性

- 子育てに関する研究や実践活動、家庭教育に関する啓発活動を支援することを通して、保護者の教育力の更なる向上を推進します。
- 各家庭の状況に応じたきめ細かな支援を実施する体制の整備を支援します。
- 企業や地域と連携して、家庭教育を学ぶ機会の拡大に努めます。
- 地域と学校が連携・協働し、健全な社会環境づくりを推進し、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図ります。
- 地域と学校が連携・協働し、様々な生活体験や異年齢交流等の活動を支援し、地域住民の参画による放課後等の安全・安心な居場所づくりの整備を図ります。
- 地域学校協働本部の設置や地域学校協働活動推進員の配置に取り組む市町村を支援し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。
- 青少年が巻き込まれる犯罪をはじめ、複雑化する様々なトラブルに対応するため、啓発強化を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|------------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 7 | 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成 | 地域学校協働活動推進員等を配置している自治体の割合 | 82.6% | 90% |

主な取組

①PTA 活動の支援

- ・県内各地域において PTA が開催する子育てに関する研究や実践活動、家庭教育に関する啓発活動等を支援します。

②企業や地域と連携した家庭教育の充実

- ・家庭教育学級のリーダー養成研修や好事例等の広報により、PTA 等で実施する家庭教育学級の質の向上を図ります。
- ・家庭の豊かなコミュニケーションを生み出す「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進し、家庭教育に取り組む社会的気運醸成を図ります。
- ・家庭教育支援員や家庭教育支援チームにより、各家庭の状況に応じたきめ細かな家庭教育支援に取り組む市町村を支援します。
- ・家庭教育を学ぶ職場研修（企業内家庭教育研修）に講師を派遣し、家庭教育を学ぶ機会の拡大に努めます。
- ・学校等で実施される家庭教育学級に参加できない保護者のために、家庭教育動画教材を提供するとともに、在宅取組型家庭教育学級の普及を図ります。

③社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・市町村の体制整備促進のため、県と岐阜大学で共同設置した「ぎふ地域学校協働活動センター」を拠点に、人材育成や市町村の伴走支援に取り組みます。
- ・生きる力や望ましい人間関係を身に付ける場となる子ども会活動、ボーイスカウト・ガールスカウト活動等の少年団体の活動を支援し、青少年の健全な育成を図ります。

④放課後などに子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」等、市町村が実施する総合的な放課後対策の推進を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。

⑤ 児童福祉等の関係機関との連携

- ・ 児童虐待防止に対する理解を深めるための啓発活動を行うなど、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、自立支援に至るまでのきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、地域の相談体制の強化により、適切な対応を進めます。
- ・ 学校、警察、医療機関などとの連携を進めるとともに、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、問題を抱えた児童に対し、適切な対応を進めます。

⑥ 青少年に対する相談体制の充実

- ・ 青少年やその保護者が抱える複雑・多様な相談内容に対応できるよう、総括責任者のセンター長を配置し対応にあたりるとともに、他機関への適切な繋ぎを行います。

⑦ 健全な青少年を育む社会環境づくりの推進

- ・ 岐阜県青少年健全育成条例に基づき、図書类等取扱業者や深夜入場制限施設等への立入調査を強化するとともに、業界・事業者の自主的な取組を促進するなど、有害環境の浄化を推進します。

⑧ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援

- ・ ニート、ひきこもり、不登校等困難を有する青少年の問題に対する支援体制の強化を図るため、各相談・支援機関が連携した総合的な取組を推進します。

8 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成

現 状

【小・中学校】

- 学習指導要領において、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性が明示され、学習評価を真に意味あるものとし、指導と評価の一体化を実現することがこれまで以上に求められています。
- 教科指導の専門性をもった教職員による小学校高学年の教科担任制を強化し、教育の質の向上を図ることが求められています。
- 全国学力・学習状況調査等を活用した指導改善や個に応じた指導の充実等、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導改善が図られてきたことにより、課題の解決に向けて、自分で考える児童生徒の割合等の項目が、全国と比較して高い状況となっています。一方で、特に小学校において、上位層の割合が全国と比較して、依然として少ない状況が見られます。
- 県では、2020年度から全面実施された小学校外国語活動及び小学校外国語科の学習が円滑に導入されるよう支援してきました。特に、学習指導要領改訂の趣旨である「互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視する」授業づくりを支援してきました。
- 県では、ふるさと教育の推進などを通して、主に総合的な学習の時間において、教科等横断的な視点に立った資質・能力を育成するとともに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応できる資質・能力を育成する教育を推進してきました。

【高等学校】

- 将来の予測が困難な時代を生き抜くため、急速な技術革新やグローバル化等に対応できる人材の育成が求められています。
- 高等学校においては、卒業までに身に付ける「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成するため、生徒の実態や学校の特色等を踏まえた授業の工夫や教材の改善を行っています。
- 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。
- 県では、「理数教育フラッグシップハイスクール」「地域共創フラッグシップハイスクール」「グローバル探究実践事業」等の事業を通し、大学や研究機関等との連携により、実社会の課題を解決するための探究学習を実施し、地域のリーダーの育成に取り組む高等学校を支援してきました。
- 県では、「地域産業の担い手育成総合戦略事業」により、産業界、大学等との連携を通し、専門性の深化を図り、地域の課題等に対し多面的に考察・分析し、課題解決に向けた提案ができる能力と態度の育成に取り組む高等学校を支援してきました。

課題

【小・中学校】

- 各学校が指導改善を進めるための指導・支援の一層の充実
- 教職員の指導改善・児童生徒の学習改善につながる学習評価の充実
- 小学校段階における各教科の系統性を踏まえた専門性の高い教科指導
- グローバル化する社会に対応できる児童生徒の英語力の向上及び言語活動を通して指導する英語教育の推進
- 総合的な学習の時間における探究的な学習の充実

【高等学校】

- 知識の理解の質の向上と確かな学力の育成
- 外部機関と連携した探究的な学びの一層の充実
- 最先端の研究や実社会への応用を学ぶ機会の確保
- 産業界等と連携した実践的・体験的な学習の一層の充実
- 地域の魅力を探究し、新たな付加価値を生み出す力と態度を育成する機会の確保

取組の方向性

【小・中学校】

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を図るために、指導改善の方途や ICT の効果的な活用等の取組に関する指導・支援の充実に図ります。
- 学習の過程や成果を評価することで、指導の改善や児童生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすことができるよう学習評価の充実に支援します。
- 日本と外国の言語・文化を理解し、日本への愛着や誇りをもちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成を目指し、ICT を効果的に活用しながら、小・中・高等学校を一貫して、児童生徒の「英語 4 技能（小学校第 3・4 学年は 2 技能）」をバランスよく育成する教育を推進します。
- 横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する教育を推進します。

【高等学校】

- 生徒一人一人が、未来の創り手として、学習を通して身に付けた「見方・考え方」を自在に働かせることができるようになるため、教科等の学習と社会をつなぐ授業改善を推進します。
- 大学・研究機関・企業等との連携や協働を推進し、高等学校において実践的・体験的な学習の充実に図るとともに、地域の魅力を探究し、新たな付加価値を生み出す力を育成します。
- 日本と外国の言語・文化を理解し、日本への愛着や誇りをもちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成を目指し、ICT を効果的に活用しながら、小・中・高等学校を一貫して、児童生徒の「英語 4 技能（小学校第 3・4 学年は 2 技能）」をバランスよく育成する教育を推進します。
- 「高校生のための学びの基礎診断」等を活用した学力向上の取組を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 8 | 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成 | 日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合 | 小学校 79.8% 中学校 85.2% 高等学校 78.0% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% |
| 9 | | 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた学校の割合 | 小学校 80.4% 中学校 79.2% | 小学校 100% 中学校 100% |
| 10 | | CEFRのA1レベル相当(英検3級等)以上の英語力を有する中学生の割合 | 54.8% (※2022年度) | 60% |
| 11 | | CEFRのA2レベル相当(英検準2級等)以上の英語力を有する高校生の割合 | 45.5% (※2022年度) | 60% |

主な取組

① 確かな学力を育成するための個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実

【小・中学校】

- ・各学校において、全国学力・学習状況調査等の結果を的確に分析し、自校における実効性の高い指導改善を進めることができるよう、学校に対する指導・支援の充実を図ります。
- ・算数の学力を伸ばすため、「教科学習 Web システム」の更なる利用促進を図り、個の学びに応じた学習を進めます。そのために、コンテンツの拡充や個別の学習支援を提供できるシステムの充実に一層取り組みます。

【高等学校】

- ・基礎学力の定着や学習意欲の向上のため、多様な学習成果を測定するツールのひとつである「高校生のための学びの基礎診断」等を活用し、教師による指導の改善に生かします。

② 指導と評価の一体化を実現する教育の推進

【小・中学校】

- ・教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある学習評価の取組を推進し、収集した好事例を周知していく中で、指導と評価の一体化の重要性を共有しながら、評価に係る教職員の力量の向上を図ります。

③ 小学校高学年からの教科担任制を生かした指導の充実

- ・学習が高度化する小学校高学年以降の学習において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い、教育の質の向上を図ります。

④ 児童生徒の英語力を高めるための小・中・高等学校を一貫した指導の強化

- ・ 児童生徒の英語力を高めるため、小・中・高等学校で一貫した指導の強化を図ります。そのため、英語教育に係る小・中・高等学校での学習到達目標を改善し、児童生徒の英語力向上に向けた連続性のある指導に取り組みます。
- ・ 「英語スピーチコンテスト」や「英語キャンプ」等を通じて、県内中学生・高校生の英語学習へのモチベーション及び発信力の向上を目指します。
- ・ 英語教育推進事業において、推進校とともに言語活動を通して指導するモデル授業を構築し、その成果の普及を図ります。

⑤ 総合的な学習の時間を中心とした、探究的な学習の充実

【小・中学校】

- ・ 総合的な学習の時間を中心に、児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の好事例を収集し、新聞や県ホームページ等で広報することにより、その普及・啓発に努めます。

⑥ 大学や企業等と連携した、世界を見据えたハイレベルな学びの創造

【高等学校】

- ・ 地域社会の課題解決のために、地方自治体や大学、企業等と協働して、先進的な探究学習の実施に取り組む高等学校を支援します。
- ・ 最先端の研究や実社会への応用を学ぶ講演会の開催や、研究室や企業への訪問により、教科・科目の学習の意義を理解し、学びに向かう力を高めます。
- ・ 地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした地域の担い手育成を推進する高等学校を重点的に支援します。
- ・ 産業界等との連携により、人工知能（AI）やIoT等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界で活躍できる人材の育成を推進します。

9 ICT を利活用できる力の育成

現 状

- これからは、人工知能（AI）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予測されています。学習指導要領においては、情報活用能力が学習の基本となる資質・能力として位置付けられ、ICT はあらゆる学習活動の基盤となります。
- こうした中、1人1台端末や大型提示装置等の ICT 機器や生成 AI 等の新しい技術を効果的に活用し、児童生徒が他者と協働し新しい価値を創造する力が身に付けられるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の実現とともに教職員の ICT 活用指導力の更なる向上が求められています。
- 小・中学校では、GIGA スクール構想の実現に向け、市町村が児童生徒1人に1台の端末を整備しています。また、県では、学習者用デジタル教科書や協働学習支援ツール等の ICT を効果的に活用した実践事例を構築・周知し、学校現場における ICT の活用を促進してきました。
- 県立学校においても、2019 年度から全ての普通教室と一部の特別教室にプロジェクターと無線 LAN アクセスポイントを含む ICT 機器の整備を行い、2020 年度までに1人1台の学習用タブレットを整備することができました。
- 児童生徒が安全に安心してインターネットを利用することができる環境整備や情報モラル教育の充実、行政機関、事業者、学校関係者等が連携した啓発にも努めてきました。

課 題

- ICT を「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすための指導・支援の一層の充実
- 情報活用能力を育む教育活動の一層の充実
- 学習者用デジタル教科書を効果的に活用した学習活動の充実
- ICT を活用した学習活動の充実に向けた教職員の ICT 活用指導力の一層の向上
- インターネットの利用に関する情報モラル教育等の充実
- 児童生徒1人1台端末の維持管理及び更新
- 教室等の ICT 環境の維持管理及び更新

取組の方向性

- 資質・能力の育成に寄与するよう、ICT を効果的に活用できるようにするための指導・支援の充実を図ります。
- 児童生徒が、情報活用能力を身に付けることができるよう、教職員の ICT 活用指導力の向上や、情報モラル教育の内容の充実を図ります。
- 生徒の理解の質を高めることができる新しい授業スタイルを提供するため、デジタル教材の整備を推進します。
- すべての児童生徒が等しく安全に ICT が利活用できる環境づくりを推進します。
- 関係機関が連携して、青少年関係者や保護者等への情報モラルに関する啓発を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023 年度) | 目標値 (2028 年度) |
|----|-----------------|---|------------------------|--------------------|
| 12 | ICT を利活用できる力の育成 | 前学年までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、週 3 日以上使用した児童生徒の割合 | 小学校 69.1% 中学校 80.0% | 小学校 80% 中学校 90% |
| 13 | | 1 人 1 台のタブレット端末を使った授業を受けている高校生の割合 | 94% | 100% |
| 14 | | 授業中に、ICT を活用して指導できる教員の割合 | 80.0% (※2022 年度) | 100% |
| 15 | | 授業中に、児童生徒の ICT 活用を指導できる教員の割合 | 82.2% (※2022 年度) | 100% |
| 16 | | 情報モラルを指導できる教員の割合 | 89.9% (※2022 年度) | 100% |

主な取組

①ICT の積極的な活用による資質・能力の育成と授業改善

- ・各学校において、生成 AI 等の新技術や ICT を効果的に活用できるよう、学校に対する指導・支援の充実を図ります。

②確かな学力を育成するための個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実

- ・算数の学力を伸ばすため、「教科学習 Web システム」の更なる利用促進を図り、個の学びに応じた学習を進めます。そのために、コンテンツの拡充や個別の学習支援を提供できるシステムの充実に一層取り組みます。【施策Ⅱ-8：再掲】

③義務教育段階における学習者用デジタル教科書を活用した指導の充実

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するよう、学習者用デジタル教科書をより一層効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

④ICT や多様なメディアの積極的な活用による情報活用能力と論理的思考力の育成

- ・高等学校において、「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力の育成を図るため各教科において、ICT を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育を推進し、「プログラミング的思考」を育みます。高等学校においては、小・中学校で育成された「プログラミング的思考」の論理的な考え方を生かすとともに、ICT を適切に活用した学習活動の充実を図ります。

⑤ICT の環境整備と利活用の推進

- ・岐阜県 GIGA スクール推進協議会を開催し、1 人 1 台端末の整備や活用に係る情報及び事例を共有します。
- ・高等学校において、新しい授業スタイルに必要なデジタル教材を整備します。
- ・県立学校において、安心して ICT を利活用できる環境を維持します。

⑥インターネットの安全・安心利用に関する情報モラル教育等の充実

- ・児童生徒がインターネットを安全に安心して利用できる環境を整備するため、情報モラルに関する教職員研修を実施するとともに、青少年関係者、保護者に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します。【施策 I - 3 : 再掲】

⑦教職員の ICT 活用指導力の向上

- ・ICT を効果的に活用するための教職員研修を実施します。

10 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成

現 状

- これからの社会では、少子高齢化やグローバル競争の激化、技術革新の一層の進展（第4次産業革命）、超スマート社会（Society5.0）の到来など急激な社会・産業構造の変化が予想されています。このような社会を持続的に発展させるために、探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育などを盛り込んだ教育を充実させ、イノベーションを牽引する人材の育成が重要です。
- また、持続可能な「清流の国ぎふ」づくりを進めるには、県の雇用・所得・財政を支える新たな産業の芽であるスタートアップを生み出し、育成する必要があります。
- 児童生徒の自主的な科学研究を奨励し、科学教育の振興を図るために県内の小・中・高等学校、特別支援学校を対象とした「岐阜県児童生徒科学作品展」を行っています。
- 確かな学力の定着と個性の伸長を図ることを目的として、「めざせ！ものづくり名人」に関する5種目の審査会及び競技会を実施してきました。
- 2023年度より熟練技能者（ものづくりマイスター等）を県内小・中学校に講師として派遣し、児童、生徒のものづくりへの関心を高める体験授業を実施しました。
- 「ものづくり分野」を支える人材の確保・育成につなげるため2017年度より技能検定の若年受検者に対して受検料の一部を補助してきました。

課 題

- 科学的思考力と科学的に探究する資質・能力を育成する理数教育の充実
- 優れた才能や個性を伸ばす教育の推進
- 最先端の産業技術等の習得のための地域の産業界、大学との連携強化
- 産業界の技術の進展と高度化に対応した施設設備の継続的・計画的な整備
- 熟練技能者（ものづくりマイスター等）による体験授業の実施校拡大と授業内容の一層の充実
- 少子化に伴う若年技能検定受検者数の減少
- アントレプレナーシップ（起業家精神）教育を行い、アウターとアップが生まれる環境の整備

取組の方向性

- 児童生徒が、科学技術に対する興味・関心や知的好奇心を高める活動機会やコンテスト等を充実させ、これからの社会に活躍できる優れた才能や個性の伸長を図ります。
- 生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、先進的な理数教育を行う高等学校や、次世代の成長産業を担うグローバルな視野をもつスペシャリストの育成を目指す高等学校等を支援します。
- 科学的に探究する活動の機会を充実させるために、地域の産業界や大学、専門機関等と連携した教育活動を展開します。
- 国の事業とも連携をとりながら県内小・中学校を対象とした熟練技能者（ものづくりマイスター等）による体験授業を実施します。
- 次世代のものづくり産業を担う人材確保・育成につなげるため、技能検定の若年受検者への受検料補助制度を実施します。
- 中学・高校生を対象に、身近な課題を発見する力、課題解決のアイデアを考える創造性など、社会に出たときに必要とされる能力を身に付けるアントレプレナーシップ（起業家精神）教育を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|----------------------------------|----------------------------------|---------------------|-------------|
| 17 | 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成 | 科学技術に関する全国規模の学会・コンテスト等で入賞した高校生の数 | 19人・団体 （※2022年度） | 30人・団体 |

主な取組

①科学技術・情報技術やものづくりの優れた能力を伸ばす機会の充実と啓発

- ・科学やものづくりに係る知識や技能、思考力等を応用して挑むコンテストや作品展を充実させ、児童生徒の科学技術の資質・能力及び将来の産業界で活躍するための資質・能力を育成します。
- ・児童生徒のものづくりへの関心を高めるため熟練技能者（ものづくりマイスター等）を県内小・中学校へ派遣し、体験授業を実施します。

②科学的資質をもとに課題解決できる能力を伸ばす機会の充実

- ・先進的な理数教育を実施する高等学校において、生徒の科学的技能や科学的思考力・判断力・表現力等を培い、将来国際的に活躍する科学技術人材の育成を図ります。
- ・地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する高等学校を重点的に支援します。
- ・理科や数学の授業において、観察・実験や演習などを積極的に取り入れることができるよう、備品の整備等を推進します。

③データ活用能力の育成

- ・グラフ作成や資料の分析など、統計分野に関する実践的な出前授業「データ活用講座」を実施します。

④科学技術の進展に対応できるスペシャリストを育成する教育の推進

- ・産業界等との連携により、人工知能（AI）やIoT等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界で活躍できる人材の育成を推進します。【施策Ⅱ-8：再掲】
- ・高校生等の学生等を対象とした人工知能（AI）等の最新のデジタル技術について学ぶ講座を実施します。

⑤科学技術や情報技術、ものづくりの優れた能力を伸ばす機会の充実と啓発

- ・県内の小・中・高校生等を対象に、未来のものづくり産業の担い手育成を目的として、テクノプラザものづくり支援センターにおいて、県内企業や大学等と連携したワークショップや企業現場見学・研修等を開催します。

⑥技能検定資格取得を通じた意識の醸成に関する支援

- ・県内在校生等に対し、技能検定実技試験受験料の補助（減免）制度を実施します。

⑦外部施設設備等の活用による先進的技術力の育成

- ・産業界や大学等の施設設備を活用しながら、プロの専門家から学ぶ環境を構築し、地域産業の発展を支えるスペシャリストの育成を図ります。
- ・県内の高校生等に対し、建築、電気設備、機械設備に係る専門技術に触れる場として現場見学会等の機会を提供します。
- ・県内の高校生等に対し、建設業の特集記事を掲載した情報誌の配布等を通して、建設業の魅力を発信し、将来的な建設業の担い手の確保を図ります。
- ・県内の高校生等に対し、2級建築・電気工事・管工事施工管理技士、2級建築士、2級土木施工管理技士、測量士補の学科受検支援のため、テキストを配布します。
- ・工業系高校生等対象の BIM 体験講座や専門講座に加え、普通高校の生徒を対象にした出前講座を実施します。
- ・農業高校生に対し、地域で活躍する農業者の経験や考え方、農業の現状を知る講義、ほ場視察、意見交換等を実施します。
- ・特別支援学校の教員・生徒の農業経営体への視察等の交流機会の創出など、農業への就業に向けた取組を推進します。

⑧これからの時代を見据えた起業家精神等の育成

- ・県内に在学・在住の中学・高校生を対象に、身近な課題を発見する力、課題解決のアイデアを考える創造性など、社会に出たときに必要とされる能力を身に付けるアントレプレナーシップ（起業家精神）教育を実施します。
- ・宇宙産業の幅広い分野（エンタメ、データ利用等）への展開を見据え、宇宙ビジネスの現状や、ビジネス創出のための柔軟な思考力を持つ人材を育成するための研修を実施します。

11 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成

現 状

- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。
- 日本の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに他国の文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、語学力・コミュニケーション能力、異文化を理解する力などを身に付け、様々な分野で活躍できる「グローバル人材」の育成が求められています。
- 学習指導要領において、小学校段階では、「音声中心の学習から段階的に『読むこと』『書くこと』にも慣れ親しむための指導の充実」、中学校段階では、「4技能の言語活動を通じた指導の充実」、高等学校段階では「4技能の統合的で総合的な能力の育成」が求められています。
- 県立高等学校においては、週に1回程度、外国語指導助手との授業を行い、実践的な英語力の育成を目指しています。
- 県では、グローバル化の進展の中で求められる英語力の向上を目指し、児童生徒の「英語4技能」をバランスよく育成する教育を推進してきました。
- グローバル人材を育成するために海外留学を促進する一層の方策が求められています。
- 県では、「地域共創フラッグシップハイスクール」「グローバル探究実践事業」により、国際的素養を伸ばすとともに、社会課題を発見・解決できるグローバル・リーダーの育成を図ってきました。
- 世界的な視野をもち、考え、行動できる次世代のリーダーを育成するため、全国的な養成塾への県内高校生の派遣や、中学生を対象としたリーダー養成塾の開催を行っています。

課 題

- グローバル化社会に対応できる児童生徒の英語力及び教員の指導力、国際感覚や異文化理解の向上
- グローバル人材育成に資する海外留学や国際交流の促進

取組の方向性

- 日本と外国の言語・文化を理解し、日本への愛着や誇りをもちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成を目指し、ICTを効果的に活用しながら、小・中・高等学校を一貫して、児童生徒の「英語4技能」をバランスよく育成する教育を推進します。
- 大学や地域の企業等との連携を図り、国際的な視野や考え方、外国語による実践的コミュニケーション能力、身近な社会課題をグローバルな視点で発見、解決する実行力を育成します。
- 県内高校生の海外への留学を促進するとともに、海外の姉妹校等との交流による海外研修を通し、グローバルな視野や経験をもって社会で広く活躍できる人材の育成を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 18 | 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成 | 高校在学中に海外留学する高校生の数 | 459人 （※2017年度） | 900人 |

※ 参考指標

| 指標 | 現況値（2023年度） |
|--------------------------------------|--------------------|
| CEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上の英語力を有する中学生の割合 | 54.8% （※2022年度） |
| CEFRのA2レベル相当（英検準2級等）以上の英語力を有する高校生の割合 | 45.5% （※2022年度） |

主な取組

① 児童生徒の英語力を高めるための小・中・高等学校を一貫した指導の強化

- ・ 児童生徒の英語力を高めるため、小・中・高等学校で一貫した指導の強化を図ります。そのため、英語教育に係る小・中・高等学校での学習到達目標を改善し、児童生徒の英語力向上に向けた連続性のある指導に取り組みます。【施策Ⅱ-8：再掲】
- ・ 「英語スピーチコンテスト」や「英語キャンプ」等を通じて、県内中学生・高校生の英語学習へのモチベーション及び発信力の向上を目指します。【施策Ⅱ-8：再掲】
- ・ 小・中学校において、「英語4技能」を高めることができるよう、学習者用デジタル教科書を含むICTを活用した指導の支援を行います。
- ・ パフォーマンステストの質を向上し、指導と評価の一体化を推進することで、「英語4技能」をバランスよく育成する指導に取り組みます。

② 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・ 外国人児童生徒との交流等を通して、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上を図る取組をさらに推進します。
- ・ 外国語指導助手との様々な交流等を通じて、児童生徒の国際的な視野の醸成や英語学習へのモチベーション及び発信力の向上を目指します。

③ 国際規模から地域規模まで幅広い視野をもつグローバル・リーダーの育成

- ・ 大学や地域の企業等との連携を図り、幅広い教養や国際的視野、外国語による実践的コミュニケーション能力を有し、身近な社会課題をグローバルな視点で見発見・解決できる人材の育成を目指す高等学校を重点的に支援します。
- ・ スーパーサイエンスハイスクールや岐阜県フラッグシップハイスクール等から意欲のある生徒が集まり、大学や関係機関と連携しながら、岐阜県や地域の課題の解決策を探り、地域の活性化に向けた新たな提案をするプロジェクトを充実させます。【施策Ⅰ-4：再掲】
- ・ 世界的な視野を持ち、考え、行動できる次世代のリーダーを育成するため、全国的な養成塾への県内高校生の派遣や、中学生を対象としたリーダー養成塾を開催します。

④海外留学の支援

- ・原則1年間の海外留学プログラムにより、外国の正規の後期中等教育機関において教育を受けることを希望する県内の高校生に対し、留学に要する費用の一部を支援金として給付します。

⑤姉妹校交流の支援

- ・県立高等学校と海外の姉妹校等との交流事業を支援し、国際交流の機会を充実させることにより、異文化理解を通して、日本や地域の文化・伝統への理解を深めるとともに、グローバルな視野や経験をもって国際的分野で活躍できる人材育成を図ります。

12 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進

現 状

- 2022 年度から民法に規定する成年年齢の引き下げにより、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになるなど、高校生にとって、政治や社会は一層身近なものになり、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。
- また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けていくことが求められています。
- 今後、DX、地球環境問題、グローバル化などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、変動性・不確実性・複雑性・曖昧性の時代と言われる、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。こうした時代において、望む未来を自身で示し、創り上げることができる能力を養う教育が求められています。
- 男女共同参画の視点を踏まえ、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付け、児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。

課 題

- 児童生徒の発達の段階に応じた主権者教育及び消費者教育の推進
- 地球規模の課題を自分事として考え行動できる人材の育成
- 児童生徒の発達の段階に応じた男女共同参画意識の啓発

取組の方向性

- 高等学校においては、総合的な探究の時間の充実やふるさと教育の推進によって、課題解決のために必要な判断力や行動力等を育成することで主権者や消費者として必要な資質や能力を高めていきます。
- 主権者教育や消費者教育など時代の要請に応じた現代的な課題に対応した教育を推進するために、学校、家庭、地域や関係部局との連携により、学習内容を充実させるとともに、教材や外部人材の活用等による学習の深化を図ります。
- 未来を担う子どもたちが SDGs を理解し自分事として捉えるために、学校や地域、企業・団体等と連携しながら、発達段階に応じて、SDGs を学ぶ機会を提供します。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、男女の平等や相互理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図り、男女共同参画意識を啓発します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施 策 | 指 標 | 現況値 (2023 年度) | 目標値 (2028 年度) |
|----|--------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|
| 19 | 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進 | 18 歳になったら選挙権を行使しようと考えている高校生の割合 | 80.7% | 100% |

主な取組

①主権者として必要な資質・能力の育成

- ・主権者としての意識の涵養につながる取組を推進するとともに、主権者として必要な資質・能力を育むために、社会との連携により、発達の段階に応じた指導内容の充実を図ります。

②教材の活用による主権者教育・消費者教育の推進

- ・社会の形成に参画する意欲・態度等を育むため、主権者教育・消費者教育教材等を有効活用した指導の充実を図ります。

③関係機関との連携による主権者教育・消費者教育の推進

- ・高等学校においては、法教育の一層の充実を図るため、法律の専門家による出前授業の実施します。また、出前授業と連携した教員の研修を実施します。
- ・学校における消費者教育の資料として活用できるよう、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育用教材を作成して県内の各学校等での活用を促し、消費者教育を推進します。
- ・幼稚園、小・中・高等学校の家庭科等の教職員を対象に、消費者教育の視点、授業展開、授業実践例の紹介など消費者教育の授業に役立つ研修を実施し、消費者教育を促進します。
- ・金融教育に関する講師（大学教授、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等）が県内各地に出向き、お金の基礎知識、生活設計、消費者トラブル等についての心構え、対処方法などを伝える出前講座を実施します。

④SDG s を学ぶ機会の提供

- ・SDGsの有識者や取組実践者を講師として小・中学校等に派遣し、子どもたちがSDG sを学ぶ機会を提供します。

⑤男女共同参画の推進

- ・高等学校や大学等において、「ワーク・ライフ・バランス講座」を実施するほか、リーフレット「考えよう女（ひと）と男（ひと）共生時代」を県内の高校生に配布し、次世代を担う若者層の男女共同参画に関する意識と関心を高めます。

13 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実

現 状

- 小・中・高等学校 12 年間のキャリア教育の活動を記録できるポートフォリオ教材「キャリア・パスポート」を活用し、自己の活動を振り返るとともに、将来の自己の生き方について考え、生徒一人一人のキャリア形成を促す活動を推進してきました。
- 高等学校には、専門知識をもった地域創生キャリアプランナーを配置し、地域の企業や関係機関との連携を図り、地域に根差したキャリア教育を推進してきました。
- 「岐阜県福祉人材総合支援センター」と連携し、福祉人材の確保・育成・定着支援に努めてきました。

課 題

- 小・中・高等学校を通じ、自己の能力・適正について理解を深め、将来の自己実現につなげるためのキャリア教育の推進
- 社会的・職業的自立に必要な力を育成する職業体験・インターンシップの一層の充実
- 地域産業や地元企業の特徴を学び、将来の地域産業界を担う専門的職業人の育成を目指した、地域の産業界と連携したキャリア教育の充実
- 少子高齢化・人口減少が進行する中での福祉人材の安定的な確保

取組の方向性

- 児童生徒が、将来の自己実現のあり方について主体的に考えることができるように「キャリア・パスポート」の効果的な活用を図ります。
- 児童生徒が自己の適性や可能性を理解し、働くことの意義や学校の学習と将来の生活とのつながりを実感できるよう、家庭や地域、産業界、関係機関等と緊密な連携を図った職場体験活動等を促進します。
- 高等学校においては、将来の地域産業界を担う専門的職業人の育成を見据え、地域の産業界や関係機関等と連携したキャリア教育を促進します。
- 児童生徒に向けた福祉の仕事の魅力ややりがいの普及啓発を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|-----------------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------|
| 20 | 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実 | 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした学校の割合 | 小学校 86.2% 中学校 96.7% | 小学校 100% 中学校 100% |
| 21 | | 中学3年生の生徒が前年度に職場体験活動を実施した学校の割合 | 57.4% | 80% |
| 22 | | インターンシップを実施した県立高等学校数 | 58校 (※2022年度) | 63校 |

主な取組

①小・中・高等学校を一貫したキャリア教育の推進

- ・「キャリア・パスポート」を用いた効果的なキャリア教育の実践事例を収集、周知し、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りを通して、自己の能力や適性等を考える指導の充実を図ります。
- ・専門学科及び総合学科体験講座「キャリア・チャレンジ DAY」や「高等学校フェア」により、中学生が高等学校の学習の成果や学校の魅力について、高校生から直接学ぶ機会を設けます。
- ・雇用形態の多様化が進む中、労働に係る法律や制度（ワークルール）等について、生徒の発達の段階に応じ、教科指導や専門機関によるセミナー等を通じて、理解の促進を図ります。

②地域の産業界や関係機関と連携したキャリア教育の充実

- ・小・中学校に対し、地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動や地域の企業人等から学ぶ職業講話が充実するよう、働きかけます。
- ・社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成するため、地域の企業と連携し、すべての県立高等学校においてインターンシップが実施できる体制を整備します。
- ・県立高等学校においては、専門知識をもったキャリアプランナーを配置し、就職支援をはじめとする生徒のキャリア形成や、学校と地域の企業や産業界との連携を支援します。
- ・専門高校において、学習で得た知識・技術を活用し、地域と連携した多様な課題に対応できる力の育成や、地域資源を用いたブランド形成力の育成等に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の地域産業界を担う専門的職業人の育成を支援します。また、日頃の学習で得た知識・技術をもとに社会の動きや業務の内容などをより深く学ぶ中長期にわたる実践的体験的なインターンシップを支援します。
- ・県内高校生及び大学生の県内企業に対する理解を深めるため、県内企業及び学生が一堂に集う、県下最大規模の合同企業展「オール岐阜・企業フェス」を開催します。
- ・県内高校生等の県内就職を働きかけるため、企業見学会や出前授業を開催します。
- ・県内の中学生・高校生等に対し、福祉施設で働く介護福祉士等が学校を訪問し、福祉の仕事の内容や魅力、資格の取得方法等について理解を深める機会を提供します。また、「福祉のおしごと新聞」を年3回発行し、福祉の仕事の魅力ややりがいを伝え、将来、福祉の分野で活躍する人材の育成を図ります。

③ライフプランを考える機会の提供

- ・各ライフステージにおいて、タイミングを逃さず自らの希望する生き方ができるよう、人生の早い時期からライフプランについて考える機会を提供します。

14 スペシャリストを育成する産業教育の充実

現 状

- 人工知能（AI）やロボット等の技術革新、DXの推進、企業の海外進出に伴う国際化などに対応できる、スペシャリストの育成が重要となっています。
- 県の高等学校の学科別在籍者数のうち、職業教育を主とする専門学科で学ぶ生徒数は31.7%を占め、全国平均（17.4%）を大きく上回っています。（2022年5月現在）
- 勤労観・職業観を育てることを目指した職場体験活動や職業講話は、地元企業等の協力を得て工夫しながら中学校で実施しています。
- 県では、2010年度より、未来のものづくり産業を支える工業高校生等に対して熟練技能者から技術、技能を学び、工業高校生等の相互交流の機会の提供に努めてきました。
- 森林科学課程のある高等学校の生徒を対象に、岐阜県の林業や森のしごとの紹介、森林技術者等との意見交換を行うとともに、林業への就業を促進するため、林業の職場体験を実施してきました。

課 題

- 勤労観・職業観を育む職場体験活動や職業講話の充実
- 将来の地域産業の発展を支える意欲と資質・能力を持つスペシャリストの育成
- 急速に進展する技術革新や、グローバル化、産業構造の変革等に対応できる、高い専門性を身に付けるための、企業や専門機関等と連携した教育の推進
- 産業教育の充実に向けた施設設備の整備推進
- 少子化に伴う次代のものづくりスペシャリストを目指す人材の減少
- 森林科学課程のある高等学校の生徒が岐阜県の林業へ関心を高め、林業への就業を促進するため、林業の職場体験などの機会の一層の充実

取組の方向性

- 児童生徒が自己の適性や可能性を理解し、働くことの意義や学校の学習と将来の生活とのつながりを実感できるよう、家庭や地域、産業界、関係機関等と緊密な連携を図った職場体験活動等を促進します。
- 将来の産業を担う人材の育成という観点から、専門高校において、学科連携・外部人材活用・外部施設設備活用等により、地域資源を生かした地域産業の振興を探究する教育を推進します。
- グローバル化やDXの推進に対応できるスペシャリストの育成を目指し、グローバルな視野と国際感覚を身に付けるため、産業界や大学等と連携した高い専門性を育む教育を推進します。
- 産業教育施設設備の計画的な更新整備を図ります。
- 次代のものづくりスペシャリスト育成のための相互交流、熟練技能者から技術、技能を学ぶ機会の提供に努めてまいります。
- 森林科学課程のある高等学校の生徒を対象に、岐阜県の林業へ関心を高め、林業への就業を促進するための機会を創出し、実施します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|---------------------|---|-------------|-------------|
| 23 | スペシャリストを育成する産業教育の充実 | 高校で学んだことを生かした職業に就きたいと思う、職業教育を主とする専門学科で学ぶ生徒の割合 | 72.9% | 80% |

主な取組

①小・中学校における産業への興味・関心を高める取組の推進

- ・小・中学校で、岐阜県のそれぞれの地域の特色ある産業等について理解できる学習資料を開発し、活用を促進します。また、地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動や地域の企業人等から学ぶ職業講話が充実するよう、小・中学校に働きかけます。
- ・小・中学生、保護者、小・中学校の教員に向けた説明会等を実施して、専門高校の学びを伝え、地域産業の担い手育成と幅広い進路選択を促進します。

②高等学校における地域資源を生かし地域産業の振興を探究する教育の推進

- ・地域資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした地域の担い手育成を推進する専門高校を重点的に支援します。
- ・産業界等との連携により、人工知能（AI）やIoT等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界で活躍できる人材の育成を推進します。【施策Ⅱ-8：再掲】
- ・森林科学課程のある高等学校の生徒を対象に、岐阜県の林業や森のしごとの紹介、森林技術者等との意見交換を行うとともに、林業へ就業を促進するため、林業の職場体験を実施します。

③急速に発展する技術革新やグローバル化等に対応できる高い専門性を育む教育の推進

- ・社会全体のDXに対応するため、デジタル技術や新しいテクノロジーを活用したり、企業や大学等と連携することによって実社会のスキルを身に付ける機会を推進します。
- ・県内高等学校の農業に関する学科に在学する生徒を海外へ派遣し、農業に関する体験的な学習を主体とした実習を実施します。これにより、海外の農業の実情や実践的経営、環境と共生する新時代の農業のあり方を学び、国際理解を深めるとともに、広い視野に立って積極的に農業をリードできる職業人の育成を図ります。【施策Ⅱ-11：再掲】
- ・優れた技能者・技術者を目指す工業高校生が熟練技能者から技術、技能を学び、高校生相互の技術交流の機会として、交流会の開催を支援します。
- ・宇宙に関する興味・関心の喚起や、基礎知識・基礎技術を習得するため、岐阜大学との連携により「宇宙工学講座」をはじめとする高校生向けの座学・体験型研修を開催します。
- ・岐阜大学及び県内企業等と連携して、県内工業高校生等が小型人工衛星の設計・製造・打上げ・運用までを一貫して行う実践的なプログラムを実施します。
- ・県内の高校生に航空宇宙産業の最新の動向を紹介するとともに、航空宇宙関連企業の見学の機会を提供します。
- ・モノづくり教育プラザにおいて、航空宇宙産業界が望む実践型・現場対応型の実習を実施します。

④産業教育施設整備の計画的な更新設備

- ・学習指導要領を踏まえた産業教育の充実を図るため、実習装置・設備の整備及びDX化を推進するとともに、整備済みの装置・設備の修繕等を実施します。
- ・生徒の実験実習における安心・安全を確保するため、老朽化した県立高等学校の実習装置を更新します。

15 私立学校教育の振興

現 状

- 私立学校は、建学の精神に基づく特色ある教育活動を行い、学校教育において重要な役割を果たしていることから、県では、私立学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減、学校経営の健全性向上を図るため、私学助成を行ってきました。
- しかし、少子化の進展により、私立学校に在籍する幼児・児童生徒数が減少傾向にあり、とりわけ私立高等学校では、全体としてみると、ここ数年間大きな定員割れが生じている現状であり、経営の根幹をなす納付金等の収入が落ち込んでいることから、経営への影響が懸念されます。
- 公立高等学校の入学定員については、中学校卒業生数の増減を基に、私立高等学校の設置状況も勘案しながら決定していますが、今後も少子化が一層進展することが不可避の状況であり、児童生徒（幼児）や保護者に選んでもらえる特色と魅力のある学校づくりが求められます。

課 題

- 持続可能な私立学校運営の確保
- 選ばれる、一層魅力のある学校づくり

取組の方向性

- 私立学校が、特色と魅力のある学校づくりに向けて、児童生徒（幼児）のニーズに応えられるよう支援していきます。

主な取組

①私立学校の振興

- ・私立学校の教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減、経営の健全性向上を図るため、引き続き私学助成の推進に努めます。

②児童生徒のニーズに応える特色ある学校づくり

- ・私立学校の自主性を尊重しつつ、建学の精神に基づく各学校の創意と工夫による特色と魅力ある学校づくりを支援します。

16 体力づくりの推進

現 状

- 「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体力・運動能力に関する体力合計点の近年の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活習慣の変化やマスク着用中の激しい運動の自粛等により、小5男女、中2女子において過去最低となっています。
- 新体力テストの結果を積極的に活用し、各学校の実態に応じた体力づくりを推進しています。また「チャレンジスポーツ in ぎふ」等の取組のほか、2022年度から有識者、教職員等で構成する「体力向上プロジェクト検討会」を実施し、小・中学校において、体育、保健体育の授業を通して、仲間と手軽に楽しみながら取り組むことができる運動遊びや体力向上に関する取組を実践・検証するとともに、好事例等を各校に紹介し積極的に導入するよう働きかけています。
- 国が主催する研修会受講者による伝達講習を行い、体育授業における体力づくりを推進しています。

課 題

- 各学校における新体力テストの結果分析に基づいた体力向上の取組の促進
- 幼児期から中学校までの系統性をもたせた体力向上の取組の促進
- 児童生徒の運動習慣の定着に向けた体育・保健体育の授業の充実
- できる喜びを味わうことができる授業づくりの推進

取組の方向性

- 体育指導者の資質や指導力の向上を図るとともに、幼児期からの体力づくりの取組を研究・実践し、体力の向上を推進します。
- 体育・保健体育の授業や運動部活動等を通じて「運動好きな子ども」「日常から運動に親しむ子ども」を増やし、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（フィジカルリテラシー）の育成を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|----------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 24 | 体力づくりの推進 | 新体力テストにおける総合評価C以上の児童生徒の割合 | 小学校 65% 中学校 75% (※2022年度) | 小学校 80% 中学校 85% |
| 25 | | 卒業後もスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合 | 小学校 87% 中学校 82% (※2022年度) | 小学校 90% 中学校 90% |

主な取組

①新体力テストの結果を活用した取組の推進

- ・新体力テストの結果を調査分析することで、児童生徒の体力における課題等を明らかにするとともに、体力向上に関わる取組を推進します。
- ・学級単位で新体力テストの伸びが記録できるシステムを活用し、児童生徒が楽しく体力向上に関わる取組を更に推進します。

②幼児児童生徒の体力づくりの推進

- ・体育・保健体育の授業における、児童生徒の体力向上を図るため、体育指導者の資質や指導力向上を図る養成研修等に教職員を派遣するとともに、有識者による伝達講習会等を実施します。
- ・幼稚園等での基礎体力の定着を目指した幼児の運動遊びの充実を図るとともに、幼児期から中学校までの系統性をもたせた体力向上の取組を推進します。
- ・運動部活動等を通じて運動やスポーツに親しむ場や機会の充実を図ります。
- ・体力向上が期待される効果的な方法や好事例を紹介するとともに、各学校に有識者や教職員を派遣し講習会等を実施します。
- ・「チャレンジスポーツ in ぎふ」等を通じて、運動に親しむ資質や能力を養うとともに、児童生徒の体力向上に関する取組を推進します。
- ・幼児期に楽しみながら体を動かすプログラムを全県展開することで、運動好きな子どもを育成し、生涯スポーツの基礎づくりを推進します。【I-5：再掲】
- ・「ミナレク運動」を推進するため、ぎふ清流レクリエーションフェスティバル、レクリエーション推進団体の認定、レクリエーションスポーツの普及拡大事業を実施します。

17 健康教育と食育の推進

現 状

- 子どもを取り巻く社会環境や生活環境が急激に変化する中、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など多岐にわたる健康課題の解決に向け、学校保健安全委員会等を開催して学校における健康教育の推進を図るとともに、各学校や地域の実情に合わせた教職員研修会等に講師を派遣して、健康教育の推進に取り組んできました。
- コロナ禍の感染症予防の取組により、子どもたちは健康への意識を高め、自らの健康を守るための生活習慣を身に付けました。一方、コロナ禍の影響により体力低下や不登校児童生徒の大幅な増加等、児童生徒の新たな健康課題への対応が求められており、学校における組織としての対応や学校・家庭・地域社会の連携が深まるよう支援してきました。
- 学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の配置拡大に努め、2023年度までに特別支援学校を含む全ての学校に栄養教諭を配置しています。各学校において、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を整備し、計画的・継続的な食に関する指導体制の充実を図ってきました。
- 小学校4年生を対象に「味覚の授業」、小学校6年生を対象に「家庭の食育マイスター」、中学生を対象に「中学生学校給食選手権」、高校生を対象に「高校生食育リーダー」の事業を実施し、各事業を活用した食育の取組が増えてきています。
- 県では、学校給食を通じた地産地消の取組を支援するとともに、市町村や民間団体等が実施する食と農への理解を深める農業体験、食文化の保護・継承活動を支援したほか、小学生とその保護者を対象に農業体験や地産地消について学ぶバスツアーを開催しました。

課 題

- 学校における健康教育のさらなる充実
- 外部講師の協力を得たがん教育や性に関する教育等の充実
- 学校段階に応じた切れ目のない食育の推進
- 学校・家庭・地域と連携した食育の推進

取組の方向性

- 養護教諭を中心とした教職員研修の充実を図ります。
- 専門家を派遣し、各学校や地域のニーズに応じた教職員研修等の充実を図ります。
- 児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用しつつ、学校の教育活動全体を通じて行われる食育、家庭や地域と連携した食育の取組を一層推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) | | |
|----|------------|---------------------------|--------------|--------------|------|------|
| 26 | 健康教育と食育の推進 | 食物アレルギー対応シミュレーション教職員研修の実施 | 小学校 | 51.1% | 小学校 | 100% |
| | | | 中学校 | 44.1% | 中学校 | 100% |
| | | | 高等学校 | 13.3% | 高等学校 | 100% |
| 27 | | 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 | 小学校 | 94.4% | 小学校 | 100% |
| | | | 中学校 | 87.3% | 中学校 | 100% |
| | | | 高等学校 | 74.5% | 高等学校 | 85% |

主な取組

①健康課題の解決に向けた組織的な学校保健活動の推進

- ・岐阜県学校保健会と連携し、「歯と口の健康づくり」や「学校環境衛生活動の充実」等の取組、現代的な健康課題に対する取組を主体的に進めるとともに、教職員の危機管理体制の充実、適切な保健教育に向けた助言・支援・指導を行います。

②がん教育や性に関する教育など、いのちを大切にす教育の推進

- ・がんについての正しい知識の習得と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康といのちの大切さについて学べるよう支援します。
- ・児童生徒が性に関する正しい知識を習得するとともに、性の多様なあり方や自他の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成することができるよう、専門医を派遣して性教育の充実に図ります。

③学校段階における切れ目のない食育の推進

- ・小学校4年生対象に「食のプロフェッショナル・味覚の授業」を実施し、食の大切さや楽しさを学ぶ取組を推進します。
- ・県内小学校6年生全員を「家庭の食育マイスター」に委嘱し、学校と家庭を結ぶ取組を推進します。
- ・中学生対象に「中学生学校給食選手権」を開催し、学校給食の献立を立案したり、調理技術を競ったりすることで、中学生に必要な食に関する知識や実践力を身に付ける取組を推進します。
- ・「高校生食育リーダー事業」により、高等学校に学校や生徒のニーズに応じた専門講師を派遣し、生徒自ら食生活を改善するための取組を支援します。

④学校・家庭・地域と連携した食育の推進

- ・地域の生産者や関係業者への理解を深めるため、学校給食での県産農畜水産物の活用が積極的に行われるよう関係課と連携を図ります。
- ・食文化への理解を深めるため、「食育の日」や「全国学校給食週間」において郷土食や行事食を積極的に導入するよう、研修等において啓発を行います。
- ・保護者の食育への意識を高めるため、食育をテーマとする家庭教育学級の資料提供や、実践事例の紹介に努めます。

18 これまでの経験を踏まえた感染症への対応の推進

現 状

- 新型コロナウイルス感染症は、学校運営や児童生徒の学習活動に大きな影響を与えました。県では、集団感染のリスクを避け、児童生徒が安心して学ぶことができる体制整備に努めてきました。各学校においては、感染及びその拡大のリスクをできる限り低減させながら、教育活動を着実に継続できるよう、地域の実情に応じた感染症対策に取り組んできました。
- これまでにない感染症への対応を経験したことにより、子どもたちは健康への意識を高め、自らの健康を守るための生活習慣を身に付けました。新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かして、自らの判断でマスクの着用や着実な手洗い、手指消毒、状況に応じた換気等に取り組んでいます。

課 題

- 感染症及びその対策に関する正しい知識の獲得
- 日常的な学校環境衛生活動の充実による健康的で快適な学習環境の確保
- 状況に応じた基本的な感染症対策の着実な実施
- 学校医、家庭や地域等との一層の連携の推進

取組の方向性

- 養護教諭を中心とした教職員研修における健康教育の充実を図ります。
- 感染症の感染拡大を防止するための支援を推進します。

主な取組

①ヘルスプロモーションの理念に基づいた健康教育の推進

- ・子どもたち一人一人の生涯にわたる健康の実現を図るために、ヘルスプロモーション(人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス)の理念に基づき、感染症への適切な対応を身に付けていけるよう健康教育の充実を図ります。

②関係機関との連携による感染拡大の防止に向けた支援

- ・安全な環境の下で、子どもたちの学びの充実を図ることができるよう、感染状況に関する情報発信や学校への感染症対策に関する助言など、状況に応じた感染症対策の取組を支援します。

19 子どもの安全・安心を守る教育の充実

現 状

- 県内全ての公立小・中・高等学校、特別支援学校では、命を守る訓練を年3回以上実施しています。
- 大学教員や防災士等の外部講師を学校に派遣し、学校安全教育の推進と充実に努めてきました。
- 小・中・高等学校で「災害・避難カード」の出前講座を行うなど、一人一人が災害時取るべき行動を理解できるよう取り組んできました。
- 児童生徒が安全に安心してインターネットを利用することができるための環境整備や情報モラル教育の充実に努めてきました。
- 行政機関、事業者、学校関係者等が連携して、青少年の安全・安心なインターネット利用に関する啓発に取り組んでいます。

課 題

- 児童生徒が自ら適切に判断し行動できるための災害安全、交通安全、情報モラルを含む生活安全に関する安全教育の充実
- 家庭、地域、関係機関等の外部関係機関と連携した実効性のある危機管理体制の構築

取組の方向性

- 「自らの命は自ら守る」という「自助」の意識を醸成するため、災害安全、交通安全、情報モラルを含む生活安全に関する安全教育の充実に図ります。
- 学校安全の組織的な取組の充実に図るため、外部関係機関等との連携による学校安全を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施 策 | 指 標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|-------------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|
| 28 | 子どもの安全・安心を守る教育の充実 | 異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合 | 小学校 95.8 % 中学校 92.0 % 高等学校 81.8 % (※2022年度) | 小学校 100 % 中学校 100 % 高等学校 100 % |
| 29 | | 外部の専門家や関係機関等を招へいし安全教育を実施した学校の割合 | 小学校 94.7 % 中学校 80.7 % 高等学校 64.9 % (※2022年度) | 小学校 100 % 中学校 100 % 高等学校 100 % |

主な取組

①児童生徒への安全教育（災害安全・交通安全・情報モラルを含む生活安全）の充実

- ・学校での安全教育の充実のために専門家の派遣を支援することで、学校における安全教育の充実を支援します。
- ・児童生徒一人一人が災害時に適切な避難行動をとることができるよう、「災害・避難カード」の出前講座や教員向けの研修会を実施します。
- ・地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学べる防災学習副読本の活用を促進します。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します【施策 I - 3 : 再掲】。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。【施策 I - 3 : 再掲】

②学校安全の組織的な取組を推進するための支援

- ・学校安全講習会や学校防災の人材育成等の充実を図ることで、学校安全に関する組織的な取組を支援します。
- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができるように、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行うことで、インターネット上でのトラブルの未然防止を図ります。【施策 I - 3 : 再掲】

③外部関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ・専門家等を学校に派遣し外部関係機関との連携を図ることで、学校安全推進体制の構築を推進します。

20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

重点

現 状

- 県内の2023年3月の中学校卒業生数は約1万8千人でした。その数は、2028年で約1万7千人と、今後5年間は小幅な減少にとどまるものの、2038年には約1万1千人となると見込まれており、2029年以降、急激な生徒減少期を迎えます。また、県立高等学校の校舎のうち、昭和40年（1965年）代までに建築されたものが約4割を占める状況にあるなど、これからの県立高等学校のあり方については、生徒の学びのニーズだけでなく、生徒数の減少や校舎改築の時期などを踏まえた総合的な検討が必要です。
- 県教育委員会では、「県立高校活性化の基本方針（グランドデザイン）」に基づき、単位制への改編や地域と連携した学びへの支援など「高校の特性」に応じた活性化策を講じてきました。
- 県地方産業教育審議会答申（2018年3月）を受け、専門高校においては、学習内容が理解しやすい学科名称への変更・統一や、学びの領域の確保のための学科群募集などにも努めてきました。
- 近年では高等学校通信制課程への進学率の増加や、ICT環境の早期充実など、この数年で県立高等学校を取り巻く環境が大きく変化してきています。
- 全ての県立学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等の意見や助言を得ながら、地域に開かれた教育活動を進めています。
- 2023年度までに学校運営協議会を設置している県内の小・中学校は84.9%、学校運営協議会又は学校運営協議会の類似の仕組みを設置している小・中学校は87.4%となりました。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進が実施されている小・中学校は63.8%となっています。
- 県内4地域（揖斐川町、八百津町、郡上市、飛騨市）に連携型中高一貫教育校を設置し、中学校、高等学校とともに地域を巻き込んだ教育活動を行っています。
- 「岐阜県のへき地教育」の刊行、へき地教育の振興に尽力した教職員の表彰を通して、小規模性を生かしたへき地学校の優れた実践の発信に努めてきました。
- 県立学校の校舎、体育館等については、「岐阜県 県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を行うとともに、学校施設の安全点検を行い所要の修繕を行うなど、老朽化や自然災害による学校施設の損傷に対して修繕を実施しています。
- 市町村立小・中学校等施設については、屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の耐震化は2020年度末までに完了しました。引き続き非構造部材全般の耐震化実施に向け、市町村の状況を確認のうえ助言をしています。
- 近年の記録的な猛暑を受け、児童生徒の体調面での安全と健康を守るため、学校におけるエアコン整備が引き続き求められています。

課題

- 中学校卒業予定者数の急激な減少期を見据えた県立高等学校のあり方の方向性の検討
- 学校や地域の特性を生かした活力と魅力ある学校づくりの推進
- 保護者や地域住民、有識者等意見を反映した開かれた学校運営の一層の充実
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進
- 建物の使用年数延長により増加する修繕・改修に要する予算の確保
- 老朽化による改築の計画的な実施と、予算の平準化
- 小・中学校施設等非構造部材の耐震化の促進
- 学校施設のエアコン整備等の推進

取組の方向性

- 県立高等学校のより一層の特色化・魅力化を図るための方向性を検討します。
- 学校運営や教育活動を、地域住民や保護者など地域と一体となって進めることにより、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進するとともに、小・中学校においては、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進に向けての取組の拡充を図ります。
- 脱炭素社会の実現や、児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎の適切な維持管理と計画的な改築を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|---------------------|-------------------------------------|------------------------|--------------------|
| 30 | 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 | 学校運営協議会又は学校運営協議会の類似の仕組みを設置している学校の割合 | 小学校 88.4% 中学校 85.3% | 小学校 95% 中学校 90% |
| 31 | | 今の高校に入学して満足している高校生の割合 | 86.4% | 100% |

主な取組

① 活力と魅力ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 今後も引き続き、学校の特色を打ち出した魅力ある県立高等学校となるよう、市町村や企業、高等教育機関等と連携した学習活動を支援していくとともに、各校の学びの実情に則した学科改編等を行います。
- ・ 各高等学校においてスクール・ポリシーの実現のための実効性のある取組を推進し、特色・魅力ある教育活動の実現を目指します。
- ・ 教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、小規模校や専門高校などを中心に、遠隔授業を導入するための準備を行います。
- ・ 2029年度以降の急激な生徒減少期を見据えた今後の県立高等学校のあり方については、各地域の意見なども踏まえながら、学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手します。

②地域と連携した開かれた学校づくりの推進

- ・学校運営協議会の更なる活用を推進し、学校・地域・家庭が三位一体となった学校運営、教育活動を展開する中で、魅力ある県立学校づくりを目指します。
- ・地域と連携し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を促進するとともに、教育課程、学校経営計画、学校組織編成等の学校運営の基本方針の承認について、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった、特色ある開かれた学校づくりを推進します。
- ・連携型中高一貫教育校については、中学校と高等学校、市町村教育委員会がより連携を強化し、地域に密着した活力ある学校づくりを推進します。また、県内に未設置の併設型中高一貫教育校については、直近の調査において、顕著なニーズの高まりは見られず、引き続き全国の設置状況や県内ニーズの把握に努めます。

③へき地学校における教育の充実と学校や地域の特性や資源を生かした魅力ある学校づくり

- ・へき地・複式校、少人数学級ならではのメリットを生かした効果的な指導方法の工夫改善を支援します。また、各学校が、豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりするなど教育の充実に努めます。

④県立学校施設の改修の推進

- ・老朽化施設の改修については、施設の維持保全の観点から致命的損傷を防ぐため、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、優先度の高い施設から計画的に改修を進めます。
- ・施設の老朽化により人的被害のおそれのあるもの、災害・事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものの改修については、優先的に対応し、生徒の安全確保に努めます。

⑤市町村立小・中学校等施設の非構造部材の耐震化の促進

- ・市町村教育委員会に対し、小・中学校等学校施設の非構造部材の耐震化事業の早期実施を促すとともに、国庫補助事業の周知と積極的な活用を図ります。

⑥エアコン設置等による教育環境の整備

- ・脱炭素社会の実現や、猛暑下での学習環境における生徒の体調面での安全と健康を確保するため、県立学校にエアコン整備等を進めます。
- ・市町村教育委員会に対し、小・中学校等学校施設のエアコン整備を促すとともに、国庫補助事業の周知と積極的な活用を図ります。

21 特別支援教育の推進

現 状

- 「新 子どもかがやきプラン」に基づき、県内各地域への高等特別支援学校機能の整備に取り組み、岐阜、西濃地域に続いて、可茂地域においては、可茂特別支援学校の校舎増築に合わせて、2023年度に高等特別支援学校機能を導入しました。
- 高等特別支援学校機能の整備に合わせて就労支援コーディネーターを配置し、「働きたい！応援団ぎふ」の登録企業を拡大するとともに（2018年度：741社→2023年度〔10月31日登録時点〕：1,005社）、生徒の働く力の育成を企業と学校が一体となって進めるデュアルシステムを推進し、校内作業実習の充実、企業内作業実習の拡大を図りました。
- 特別支援教育における教員の専門性向上のために、岐阜市内のコア・スクール5校（岐阜盲学校・岐阜聾学校・長良特別支援学校・岐阜希望が丘特別支援学校・岐阜清流高等特別支援学校）において、次世代のコア・ティーチャーを計画的に養成しました。各コア・スクールでは、コア・ティーチャーによる県内特別支援学校及び小・中・高等学校への指導助言や公開講座等による研修機会の提供を行いました。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者が同伴しなくても安心して校外学習等に参加できるよう、看護師を配置する取組を進め、2023年度には、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する全ての県立特別支援学校（15校）において実施体制が整いました。
- 特別支援学校において、居住地校交流や学校間交流、地域交流に継続して取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることになりましたが、訪問による直接交流に加えてオンラインや動画の交換等、様々な方法を組み合わせて交流活動を行いました。
- 特別支援学校児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせて、スクールバスの増配備を進めました（2018年度 48台→2023年度 63台）。
- 小・中学校において、発達障がい支援のコア・ティーチャーを養成するとともに、小・中・高等学校の指導者育成研修の仕組みを構築しました。2022年12月には、文部科学省より、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表され、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の全体に占める割合が、小・中学校8.8%、高等学校2.2%であることが分かりました。岐阜県においても、小・中・高等学校における支援体制のさらなる充実が求められています。
- 高等学校において、発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた学びの場として、2018年度より、自校型、他校型の通級による指導（「少人数コミュニケーション講座」）を実施してきました。2023年度からは、岐阜・美濃地域において、「巡回型の通級による指導」を開始し、自校型、他校型の通級による指導と合わせて、県内各地域での実施を進めています。
- 特別支援学校設置基準（2021年9月24日公布）を踏まえて、校舎面積の不足等の基準に適合していない特別支援学校の整備に着手しています。可茂特別支援学校は、校舎増築により（2022年12月供用開始）校舎面積不足を解消しました。

課 題

- 多様な学びの場における特別支援教育の充実
- 学びの場を支える教員の専門性向上と支援体制の充実
- 児童生徒一人一人のニーズに応じた学びの場の整備

取組の方向性

- 「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」の構築を目指して、一人一人の多様な教育的ニーズに対応するための学びの場の整備と、多様な学びの場における適切な指導支援を行うための教員の専門性向上に引き続き取り組みます。
- 特別支援学校においては、知的障がい軽度である生徒の職業教育の充実を図るため、各地域への高等特別支援学校機能の整備を進めます。また、特定の障がい種に関する専門的な教育を行うコア・スクールにおいて、これまで蓄積された専門性を県内各地域の特別支援学校の教員の専門性向上へ繋げるために、コア・スクールと連携した新たなネットワーク構築に取り組みます。
- 小・中・高等学校においては、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の支援を充実するために、「通級による指導」を拡充し、特に、高等学校における全県での実施体制の整備を進めます。また、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な教育的ニーズに対応する教員の専門性向上と切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。
- 特別支援学校について、特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境の整備に取り組みます。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|-----------|--|--------------------|-------------|
| 32 | 特別支援教育の推進 | 幼稚園・小・中・高等学校教員を対象とした発達障がい支援担当教員等養成研修の受講者数（累計数） | 319人 | 880人 |
| 33 | | 特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率 | 95.4% （※2022年度） | 100% |

主な取組

① 特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 県が主催する特別支援学校教育課程研究協議会において、教員間で教科指導等に係る効果的な指導方法について交流し、教科指導力の向上を図ります。
- ・ 障がいの状況等に応じたICTを活用した効果的な学習方法について研究し、その成果について特別支援学校教育課程研究協議会等で共有します。
- ・ 職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校における専門教科、特別支援学校高等部における作業学習のあり方について研究し、その成果を各校で共有します。

② 小・中・高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 聴覚障がいのある幼児児童生徒に対する支援を充実するため、東濃・飛騨地域における支援体制を構築し、岐阜聾学校を拠点とした県内全域での支援を充実します。
- ・ 視覚障がいのある児童生徒に対する支援を充実するため、岐阜盲学校を拠点とした通級による指導体制を構築し、県内全域での支援を充実します。
- ・ 高等学校において、発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた学びの場として、「通級による指導」を県内全域で実施する体制を整備します。
- ・ 高等学校において、長期入院やそれに伴う自宅療養を必要とする生徒の遠隔教育による学習支援の充実を図ります。これまでの同時双方型における実績を踏まえて、新たにオンデマンド型の遠隔教育のあり方を研究し、支援体制の整備を進めます。

③交流及び共同学習の推進

- ・共生社会の形成に向けて、居住地校交流や学校間交流、地域交流などを推進するとともに、その趣旨や意義について一層の理解啓発を図ります。
- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進めるために、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するモデルの創設について、検討を行います。

④教員の専門性向上に向けた研修の充実

- ・幼稚園、小・中・高等学校において、発達障がいの理解を促す研修を充実させるとともに、通級指導を担当する教職員のニーズに応じた養成研修を実施します。また、特別支援学級担任や言語通級指導担当としてキャリアの浅い教員の、専門性向上に向けた研修も実施します。
- ・コア・スクール5校（岐阜盲学校・岐阜聾学校・長良特別支援学校・岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜清流高等特別支援学校）において蓄積された各障がい種における専門性について、コア・ティーチャーの活用など各特別支援学校に効果的に還元する仕組みを構築します。

⑤切れ目ない支援体制の整備

- ・幼稚園、小・中・高等学校において支援を必要とする幼児児童生徒が、在園・在学中、卒業後においても支援が途切れないよう、学校間、関係機関のネットワーク強化を図ります。

⑥社会につなぐ職業教育・就労支援の体制整備

- ・東濃、飛騨地域の高等特別支援学校機能の整備を行い、県内全域で知的障がい軽度である生徒が専門的な職業教育を受けられる環境を整えます。
- ・県内各地域への高等特別支援学校機能の整備と合わせて、就労支援コーディネーターを配置し、「働きたい！応援団ぎふ」の登録企業を拡充するとともに、企業、関係機関と連携したデュアルシステムをさらに推進します。

⑦医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の整備

- ・小・中学校における医療的ケア等合理的配慮の好事例について幅広く周知し、インクルーシブ教育に関する理解・啓発を進めていきます。
- ・校外学習等に同行する看護師を配置する支援体制整備事業の成果と課題を踏まえ、医療的ケア児の通学支援の実現に向けて取り組みます。

⑧ 学びを支える環境の整備

- ・ 在籍者数の増加による教室数不足などに対応し、一人一人のニーズに応じた学びを提供できるよう、特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境を整備します。また、特別支援学校の2校舎体制や教室不足等の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 県立特別支援学校の児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせて、スクールバスの増配備を計画します。
- ・ 2025年度の「(仮称) かかみがはら支援学校」開校を受けて、就学・進学する学校など、県内特別支援学校の教育支援体制について見直します。

⑨ 「特別支援教育推進プラン(仮称)」の推進

- ・ 「特別支援教育推進プラン推進委員会(仮称)」を企画・運営し、特別支援教育に関わりのある様々な立場の委員から施策の方向性等について意見を聴取し、プランの充実を図ります。

22 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実

現 状

- 県内における外国人児童生徒数は増加傾向にあり、2022年度の県内小・中学校の外国人児童生徒数は、2018年度と比べて約1.25倍増の3,257人となっています。また、県内42市町村のうち、外国人児童生徒が1名以上在籍する自治体は38市町村であり、全体の90%以上を占めています。
- 外国人児童生徒適応指導員を配置し、学校と連携を図りながら学校生活への適応指導や日本語指導等の支援を行うことにより、外国人児童生徒に対する学習保障に取り組んでいますが、外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は、今後増加すると同時に、県内各地域への広がりや国籍（母語）の多様化が予想され、これまでよりも更にニーズに応じた対応が必要です。
- 学校外における就学・日本語学習支援など、関係機関との連携のもと、生活全般についてきめ細かな支援が求められています。

課 題

- 適応指導や日本語指導の充実による外国人児童生徒が就学しやすい環境づくり
- 散在地域における外国人児童生徒に対する日本語指導の充実
- 多文化共生社会に向けて全教職員を対象とした研修機会の一層の充実
- 学校外で日本語学習支援を行うボランティア等の担い手の育成

取組の方向性

- 外国人児童生徒のもつ他国の文化に触れ、理解し合える機会を生み出し、どの児童生徒も多文化共生社会に対応できる力を育みます。
- 日本語指導が必要な児童生徒数が少ない学校も含め、外国人児童生徒の適応指導や日本語指導に対応できるよう、外国人児童生徒の母語を使用することができる適応指導員を配置し、支援の充実を図るとともに、多様な方法で日本語初期指導が受けられる支援の充実を図ります。
- 学校外における日本語教育の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|----------------------------|--|-----------------------|-------------|
| 34 | 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実 | 小・中学校に在籍する、日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒の割合 | 94.8% （※2021年度） | 100% |
| 35 | 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実 | 日本語指導が必要な生徒のうち、就職または高等学校等への進学した生徒の割合 | 80.4% （※2022年度卒業生） | 100% |

主な取組

①外国人児童生徒への適応指導や日本語指導による学習保障に向けた取組の推進

- ・対象児童生徒の母語（ポルトガル語・タガログ語・中国語）が使用できる外国人児童生徒適応指導員を県内に配置し、学校生活への適応指導や日本語指導をはじめとした学習指導や援助を行います。
- ・新しく外国人児童生徒等を受け入れる学校が適切に指導できるよう、どの学校においても適切に児童生徒を受け入れられる体制を整えます。
- ・散在地域や小規模校における日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切に初期の日本語指導ができるよう、指導カリキュラムや学習教材を開発します。また、それらの活用を促進しながら、多様な方法で日本語初期指導が受けられる体制を整えます。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援を充実するため、研修会を通して教職員の指導力の向上を図ります。
- ・外国人児童生徒に対して日本語指導ができる教職員を育成するため、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修に教職員を派遣し、その派遣教職員を講師として、県内の教職員を対象に研修を実施します。

②中学校卒業後を見据えた進路指導の充実、高等学校卒業後のキャリア支援・就職支援

- ・外国人生徒や保護者を対象に、岐阜県全域において進路説明会を実施し、入試に係る情報提供や、ロールモデルとなる先輩の話を聞くなど、中学校卒業後のライフプランを考えるための支援を行います。
- ・外国人児童生徒を対象に、ファイナンシャルプランナーによる働き方の紹介や、外国人の先輩社員が将来に向けたアドバイス等を行う講座を開催します。

③多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・外国人児童生徒との交流等を通して、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上を図る取組をさらに推進します。【施策Ⅱ-11：再掲】

④学校外における就学・学習支援

- ・日本語や学校生活について学ぶ初期指導教室の整備等を行う市町村を支援します。
- ・日本語指導者向けの研修会を開催します。
- ・義務教育の就学年齢を超えた外国人の子どもを対象に日本語指導等を行う市町村を支援します。

⑤外国人学校の支援

- ・学校法人立外国人学校に対する運営経費補助を行います。

23 誰一人取り残さない学びの機会の整備

現 状

- 全国の小・中学校における不登校児童生徒数は近年増加傾向にあり、岐阜県においては、2022年度で小学校 1,879 人、中学校 3,376 人となり、不登校児童生徒への対応は喫緊の課題となっています。
- 県では、学級に入りづらい児童生徒が、安心して学んだり相談したりすることのできる校内教育支援センターの整備促進を図っています。
- 県教育支援センター（G-プレイス）では、高校生段階の不登校・ひきこもりの状態にある生徒に居場所を提供し、将来の社会的自立に向けた再チャレンジを支援しています。
- 不登校生徒に対し、各学校において、ICT 機器を活用して個別の状況に応じた学習支援を行っています。
- 2020 年度に「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」を立ち上げ、「岐阜県学校・フリースクール等連携ガイドライン」を策定し、児童生徒の学びを保障するとともに、学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の充実に努めてきました。
- 少子化、人口減少により、学校の小規模化はへき地だけの問題ではなくなってきたことを踏まえ、へき地学校の「小規模性」を生かした優れた実践を、へき地以外の学校においても参考にしていく必要があります。
- 定時制・通信制高等学校は、様々な課題や特性を有する生徒の学びの受け皿へと役割が広がっており、生徒の多様化が進んでいます。
- 県では、教育の機会均等に資するため、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、非課税世帯を対象に授業料以外の教育費を支援するため、高校生等奨学給付金を支給しています。
- 生徒や学生に対して、「選奨生奨学金」、「高等学校奨学金」、「子育て支援奨学金」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「清流の国ぎふ大学生等奨学金」による修学支援を行い、働きながら学ぶ生徒には、「定時制課程通信制課程修学奨励費」による支援をしています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域とも連携し、課題を抱える子どもに対する学習面等での支援を推進する必要があります。

課 題

- 不登校のきっかけや学習状況等に応じた指導、配慮
- 不登校児童生徒の増加による、個々のニーズに応じた居場所等の整備
- 校内教育支援センターに常駐する専任の支援員等の確保
- 不登校児童生徒を支援する教育環境の整備
- 学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の充実
- へき地小規模校の特性を生かした指導の充実
- 定時制・通信制高等学校における多様な学習ニーズに応じた指導・支援の充実
- 受給対象者に対する各種修学支援制度の周知等の徹底及び工夫
- 貧困が連鎖することのないよう学習面、生活面等の支援の推進

取組の方向性

- 校内教育支援センターの整備促進を図ります。
- 市町村が設置する教育支援センターの連携を強化し、より個に応じた支援の充実を推進します。
- 県教育支援センター（G-プレイス）の機能強化を図り、体験活動やICTを活用した学びの充実を推進します。
- 不登校児童生徒を生まないため、また不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の学習状況に応じた指導や配慮を実施します。
- 不登校生徒への個別の状況に応じた学習を支援するため、ICT機器を活用した支援体制の整備を図ることにより、不登校生徒への教育機会を確保します。
- オンラインシステムを活用し、他校の児童生徒と交流し多様な意見に触れる授業や、博物館等の外部の専門家とつなぐ授業など、外部機関・地域と連携した学習活動を推進します。
- 学校や市町村教育委員会と教育支援センター等公的機関やフリースクール等民間施設・団体との連携協力、情報共有、協議できる機会を設けます。また、市町村教育委員会や教職員に対しては、国や県の方向性についての理解を深め、県内各地区の実態について情報交換する機会を、更に、保護者に対しては、学校外の関係機関等についての情報提供をする機会を設けます。このような取組によって、仮に不登校になったとしても、児童生徒が学びたいと思った時に安心して多様な学びにつながるよう支援を行います。
- 定時制・通信制高等学校では、一人一人の学習ニーズに応じた多様な学びに応えることができるよう指導や支援体制の充実を図ります。
- 経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する各種奨学金の貸付等、修学支援施策を推進するとともに、ホームページ等で各種修学支援制度の周知を図ります。
- 貧困が連鎖することのないよう学習面、生活面等の支援を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|-------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 36 | 誰一人取り残さない学びの機会の整備 | 市町村教育委員会における学校・フリースクール等連携ガイドラインの作成数 | 7市町村 | 42市町村 |

※ 参考指標

| 指標 | 現況値（2023年度） |
|-------------------------------------|-------------|
| 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合 | 小学校 57.7% |
| | 中学校 50.0% |
| | 高等学校 61.7% |
| | (※2022年度) |

主な取組

①各教育支援センターの整備の促進と連携の充実

- ・小・中学校の校内教育支援センターに常駐する専任の支援員の配置を支援します。
- ・県立高等学校にスクール相談員を配置することで校内教育支援センターの環境整備や相談体制の充実を支援します。
- ・県教育支援センター（G-プレイス）では、より個々のニーズに応じた活動（体験的プログラム、遠隔授業への参加など）の充実を図るとともに、教育支援センター担当者連絡会議等を通じて市町村教育支援センターとの連携をいっそう強めていきます。

②不登校生徒への ICT 機器を活用した教育保障体制の充実

- ・不登校生徒が ICT を活用して教室以外の場所でも学習を進める環境の充実を図ります。

③学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の一層の充実

- ・学校や教育支援センター等公的機関と民間施設・団体による情報共有を充実させるため、「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」を開催し、国や県の方向性についての理解を深めたり、県内各地区の実態について情報交換したりする機会を設けます。また、保護者等に対して学校外の関係機関等についての情報提供をする機会を提供します。

④不登校児童生徒や外国人生徒への対応強化と学びの支援の充実

- ・夜間中学は、義務教育未修了者、不登校等で十分に学べなかった人、本国で学べなかった外国籍の人、不登校となっている学齢生徒等多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っており、全国的に設置が推進されていることから、県内での多様な学びのための夜間中学の設置について検討します。
- ・市町村による「不登校児童生徒学習指導員」の配置を支援します。

⑤学びの機会の保障と充実に向けた整備の検討

- ・教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、小規模校や専門高校などを中心に、遠隔授業を導入するための準備を行います。【施策IV-20：再掲】

⑥へき地学校における教育の充実と学校や地域の特性や資源を生かした魅力ある学校づくり

- ・へき地・複式校、少人数学級ならではのメリットを生かした効果的な指導方法の工夫改善を支援します。また、各学校が、豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりするなどの教育の充実に努めます。【施策IV-20：再掲】。

⑦定時制・通信制の課程をもつ高等学校における教育の充実

- ・外部専門家と連携し、様々な課題や特性を有する生徒を対象とした支援を行います。
- ・定時制・通信制の普及及び振興を図る団体の活動を支援します。
- ・定時制・通信制課程に学ぶ有職生徒や疾病等その他やむを得ない事由のある生徒に対して、教育の機会均等を確保するため、教科書及び学習書購入費を助成します。

⑧ 経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する修学支援の推進

- ・高等学校等の生徒の授業料に充てる就学支援金の支給を行います。また、非課税世帯に対しては、学用品費などに充てる奨学給付金を給付します。
- ・教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒等に対して奨学金を貸与します。
- ・ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的に、就学支度資金や修学資金などの貸付けを実施します。

⑨ 各種修学支援制度の周知

- ・国の奨学金制度を含めた各種修学支援制度の情報を冊子やホームページで紹介するなど、各種修学支援制度に関する周知を図ります。

⑩ 高等学校中途退学者等への修学のサポート

- ・高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等へ再入学した生徒について、授業料に充てる学び直し支援金を支給します。

⑪ 子どもの貧困対策の推進

- ・県内の子どもの貧困状況や、生活に困難を抱える世帯の実態や必要とされている支援について、県全体の概要を調査・把握し、その結果を県の施策に活用します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対する、学習塾形式を基本とする学習支援活動の充実・拡大を図ります。
- ・支援が必要な子どもに対し、居場所となる「子ども食堂」又は「子ども宅食」を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。
- ・アドバイザー派遣やネットワークづくり等の側面支援の実施により、子どもの居場所の充実・拡大を図ります。

24 文化芸術やスポーツなどの才能や個性を伸ばす機会の充実

現 状

- 県有文化施設において教育普及活動や出前講座を実施するなど、学校や地域において文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めてきたほか、岐阜県青少年美術展の開催を通して文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりを図ってきました。
- 県高等学校総合文化祭及び県特別支援学校文化祭を開催し、高等学校や特別支援学校の文化活動の発表の場の充実に努めるとともに、活動が顕著な文化部活動の活動費を支援し文化部活動の活性化を推進することで、全国大会等で上位入賞を果たす文化部活動数を増加させることができました。
- 2024年度の第48回全国高等学校総合文化祭の開催に向けて、国際交流事業により韓国の高校生を招へいし、国際交流コンサートや文化交流を行うとともに、各部門の充実のため、支援・援助などを行ったほか、プレ大会を開催しました。
- 国体における選手強化を進める中で獲得したノウハウや一貫した指導体制を基に、中学生段階から県選抜チームを結成し、日本一を目指した強化を進め、少年の競技力の維持・向上を図ってきました。今後は、オリンピックなど世界で活躍できる多くのアスリートの更なる輩出を目指し、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成・強化を一層推進していくことが求められています。

課 題

- 子どもたちが、優れた文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる機会の確保
- 高等学校や特別支援学校の文化部活動への支援の一層の充実
- オリンピックや世界選手権など、世界の舞台で活躍できるトップアスリートの育成
- ジュニア世代に係る指導者の指導力向上

取組の方向性

- 子どもの頃から学校や地域において文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 高等学校や特別支援学校の児童生徒が文化部活動の成果を発表する場を確保するとともに、文化部活動の活性化を図り、文化芸術活動のすそ野の拡大と文化部活動の振興を図ります。
- オリンピックなど世界で活躍できる選手として、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成・強化を一層推進していきます。
- 県内指導者の養成・指導力向上を図るため、競技力向上の中心となる指導者の養成と、資質向上に向けた取組を支援します。

主な取組

①文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりの推進

- ・文化芸術を創造する人づくり、文化芸術振興の環境づくりに向けて、優れた美術作品の発表の場を提供する岐阜県青少年美術展について、今後更に多くの学校等が参加するよう促し、県内各地域の児童生徒等に発表機会を提供します。【施策 I - 5 : 再掲】
- ・県有文化施設において、教育普及活動や出前講座を実施するなど、児童生徒が文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めます。【施策 I - 5 : 再掲】
- ・文化財に関する学習機会や情報提供の充実に図るほか、民俗芸能の保存団体が行う伝承教室の開催等への支援に努めます。【施策 I - 5 : 再掲】

②学校等における文化活動の活性化

- ・高等学校や特別支援学校の文化活動の発表・交流の場として、県高等学校総合文化祭、県特別支援学校総合文化祭の開催を支援します。また、活躍が顕著な文化部の活動費を支援し、文化部活動の活性化を図ります。
- ・全国高等学校総合文化祭への生徒の派遣について支援します。また、2024年度は第48回全国高等学校総合文化祭を開催します。

③海外の優れた文化芸術に触れ、国際交流による異文化教育の推進

- ・異文化理解のため芸術を通じた国際交流を支援します。【施策 I - 5 : 再掲】

④スポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりの推進

- ・オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツ振興、パラリンピックやパラスポーツを通じた共生社会の推進、カナダやオランダとのホストタウン交流を通じた国際理解の推進、オリパラレガシーの発展のため、県内の学校と連携した事業を推進します。【施策 I - 5 : 再掲】

⑤ジュニア選手の強化及び指導者の育成支援

- ・学校の授業、部活動、学校行事、またはスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の活動に県内トップクラブの選手・指導者を派遣することで、スポーツに対する意欲、興味を高め、進んで運動・スポーツに取り組む子どもを育成します。
- ・運動能力が優れた人材を県内のジュニア世代から発掘し、県独自の育成プログラムを実施することで、それぞれの適性に応じた競技を選択できるよう支援し、将来オリンピック等で活躍できるアスリートの輩出を目指します。
- ・高等学校部活動、少年クラブ、少年選手への強化指定や強化費による支援を継続していきます。
- ・各競技団体による、中学選抜チーム制度など育成・強化組織の確立を推進し、国民スポーツ大会少年選手育成に向けた強化活動への支援を継続していきます。
- ・全国トップレベルの指導者を招へいし、その指導方法を直接学ぶ機会を、年間を通して定期的に県内指導者へ提供していきます。また、全国レベルで活躍できる指導者の養成を目指し、日本スポーツ協会公認「コーチ3」「コーチ4」等の上級指導者資格の取得を支援していきます。

25 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進

現 状

【中学校・高等学校】

- 少子化に伴う部員数の減少はもとより、生徒のニーズが多様化しており、その対応は急務となっています。
- 顧問となることができる教職員数の減少、学校の働き方改革等による部活動時間の縮減などにより、学校単位で部活動を実施することが困難になっています。

【中学校】

- 2023年3月に「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。
- 国は2023年度4月から3年間を「部活動改革推進期間」と位置付け、休日部活動の段階的な地域移行を進めており、県としても、休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行を推進しています。
- 2023年度末までに、県内中学校の部活動の約半数が休日部活動を新たな地域クラブ活動に移行しています。

【高等学校】

- 2023年6月に「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」を現在の課題に応じた内容とするため、一部改訂しました。
- 学校規模（教員数）に合わせて、部活動数の適正化を図り、実効性の高い交替指導体制を構築することにより、部活動による長時間勤務を縮減しています。
- 運動部活動は、社会人指導者の派遣や指導者に対する研修等で充実を図ってきましたが、少子化により、単独チームの編成や複数顧問の配置が困難であること、専門的知識を有する指導者が不足していることなどから、運動部活動存続が難しくなるケースが現れてきています。

課 題

【中学校】

- 従来の学校部活動に代わり、運営団体・実施主体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備する新たな地域クラブ活動の体制の構築
- 新たな地域クラブ活動への移行に向けて、少子化や専門的知識を有する指導者不足等の諸課題に対応した環境整備の推進

【高等学校】

- 教師の負担軽減と適正な運動部活動の運営に向けた、部活動指導員、社会人指導者の活用の推進及び資質向上のための研修会等の充実
- 少子化や専門的知識を有する指導者不足等の諸課題に対応する持続可能な運動部活動の推進

【中学校】

- 2025 年度末を目途に休日部活動の新たな地域クラブ活動への完全移行を見据え、市町村のリーダーシップの下、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場を設け、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指します。
- 部活動の教育的意義や役割については、新たな地域クラブ活動においても継承・発展させ、少子化や専門的知識を有する指導者不足等の諸課題に対応した環境整備を推進し、適正な活動を運営するための研修会等の充実を図ります。

【高等学校】

- 専門的な技術指導や生徒のニーズ等に応じるため、部活動指導員、社会人指導者を活用し指導の充実を図ります。また、岐阜県高等学校部活動ガイドラインに沿った指導がなされるよう研修会を実施していきます。
- 高等学校部活動の地域移行については、国、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟等の動向を注視しつつ、検討していきます。

主な取組

【中学校】

①市町村が推進する部活動の地域移行により生じる課題に応じた支援

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の支援をします。

②学校の教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者育成の推進

- ・学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービス（生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を実施します。
- ・スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、生徒の多様なニーズに応えられる社会人指導者の養成や資質向上の取組を支援します。

③部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の推進

- ・学校部活動の地域移行を見据え、総合型地域スポーツクラブの運営基盤の強化等を図るための支援を行い、質的向上を図ります。

【高等学校】

④専門的知識を有する社会人指導者の計画的な派遣による運動部活動の充実

- ・運動部活動の充実に向け、合同部活動を推進する等の環境を整備するとともに、県立学校に対して、専門的知識を有する社会人指導者を派遣します。また、単独引率や指導が可能な部活動指導員の活用を進めます。
- ・運動部活動における社会人指導者や部活動指導員に対して研修会を実施し、指導力の向上を図ります。

⑤岐阜県高等学校部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の推進

- ・岐阜県高等学校部活動ガイドラインを踏まえ、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等についての研修会を実施します。

26 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上

現 状

- 少子化が進み児童生徒数が減少する中で、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、特別支援学級、通級指導教室等への対応のため、必要とする教員数は増加傾向にあります。加えて、ベテラン教員の大量退職、少子化による大学生の減少も重なり、採用倍率は低下傾向にあります。
- 県教育委員会では、県内・県外の大学において教員採用選考試験の説明会を、また、県立高等学校の高校生を対象に教職説明会を開催し、教職の魅力ややりがいを伝えています。
- 教員養成系の県内大学の学生を対象に、各大学施設等にて集合研修やオンライン研修を実施しています。
- 教員採用選考試験においては、これまでも社会人特別選考の実施、1次試験における免除対象や加点対象の見直し、試験内容の精選や変更等を行い、優秀な人材を確保できるよう改善を図っています。
- 若手教職員を中心とするグループが行う自主研修及び研究活動に対して5年間で74件助成することができました。
- 「自ら学ぶ教職員」の育成を目指し、自主的・自律的に自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていけるような研修体系の構築を進めています。

課 題

- 優れた教職員の確保
- 教職員が自主的に学ぶ姿勢をもち、求められる資質・能力を高めていけるような環境の充実
- 指標に基づき、バランスよく資質・能力を伸長できる研修機会の確保
- 教職員による体罰や性暴力などの不祥事の根絶に向けた、継続的な取組の強化

取組の方向性

- 学び合い文化の醸成、協働的な職場環境づくりが、学校に根付いていくように校内研修の活性化を推進します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|---------------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 37 | 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上 | 学び合い文化の醸成、協働的な職場環境の定着度（5段階評価） | 3.4 | 4.5 |

主な取組

①教員志願者の確保を図る取組の推進

- ・学習指導要領の円滑な実施や通級指導の充実等、新たな教育課題への対応に向けた指導・運営体制を構築するため、採用枠の改善を含めた選考方法の一層の充実を図ります。
- ・教員養成系学部設置の大学に加え、農業系、工業系、商業系（情報系）、家庭・福祉系など、専門学科としての優れた教員確保のため、幅広い大学及び学部において、教員採用説明会を開催します。
- ・若手教員が出身高等学校を訪問し、講師となって行う高校生のための教職説明会を開催します。また、高校生が小学校や中学校に出向き、学習支援や進路相談等の支援を行う取組を推進し、高校生の段階から教員への夢や志を育みます。

②校種間の連携・接続を図るための人事交流や派遣研修等の充実

- ・児童生徒にとって、校種間の円滑な接続と、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的とし、他校種への人事交流や、へき地小規模校への派遣、教職大学院等の派遣研修等を推進します。

③大学等と連携した教職員研修の充実

- ・岐阜大学教職大学院及びその他の大学院の派遣を通して、将来各学校のリーダーとなる教職員の育成を図ります。
- ・岐阜大学との連携による専門的な研修の充実を図ります。また、ミドルリーダーを対象に教職大学院と協働で研修を実施し、スクールリーダーとして学校経営に必要な資質・能力の向上を図ります。

④校内外における学び合い文化の醸成・協働的な職場環境づくりのための支援

- ・若手教職員を中心としたグループや研修主事等を中心としたグループが行う研修を支援します。

⑤指導力向上のための支援

- ・岐阜県全体の教育力向上のために、学校全体でも参加ができる講座を開催します。

⑥教職員による体罰や性暴力などの不祥事根絶に向けた取組の推進

- ・体罰や性暴力は、いかなる場合も許されるものではありません。体罰や性暴力、各種ハラスメントのない学校教育が行われるよう、全ての教職員に体罰や性暴力、各種ハラスメントの禁止を徹底します。
- ・児童生徒や保護者に対して、体罰に関する調査を継続することに加え、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（2022年4月施行）」に基づき、性暴力等に関する調査を行い、性暴力や各種ハラスメントの早期発見に努めます。

27 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進

現 状

- 国における働き方改革の議論や特別支援学校講師自死事案を踏まえ、2017年から教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針「教職員の働き方改革プラン」を策定し、年 360 時間、月 45 時間を超える時間外勤務の根絶に向けて取り組んできました。
- 教職員の勤務実態を正確に把握するため、県立学校において「教員出退勤管理システム」を導入し、把握した勤務実態を踏まえ、勤務環境の改善に取り組んでいます。長時間勤務は減少しつつありますが、長時間勤務の根絶に向けて更なる取組が必要な状況にあります。
- 県立学校において「統合型校務支援システム」を導入するとともに、県立高等学校において「デジタル採点システム」を導入し、教職員の校務全般の負担軽減を図っています。
- 公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムを導入し、出願者（保護者を含む）の出願作業及び学校の入学者選抜業務の効率化・簡素化を図っています。
- 校務を標準化することで業務の効率化を図るため、市町村教育委員会に対し、県単位の統合型校務支援システムの導入を働きかけてきました。その結果、2023 年度までに 40 市町村が県単位の統合型校務支援システムを導入しています。
- また、多忙化解消アクションプラン指定校における働き方改革の取組を紹介したり、小学校に教科指導を専門に行う専科指導教員を配置し、教職員の週の持ち時間数の削減を図ったりするなど、勤務環境の改善に取り組んでいます。
- 教職員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を支援するとともに、その活用促進を目的として「活躍事例集」を作成し、県内に周知しました。
- 県立学校における様々なトラブルなどの事案に関し、学校が弁護士に対応方針等について相談を行う「県立学校弁護士相談事業」を実施してきました。

課 題

- 長時間勤務、多忙化解消に向けた取組の一層の推進
- 業務の DX 化による働き方改革の推進
- 県単位の統合型校務支援システムの導入推進
- 学校におけるトラブル事案への支援の充実

取組の方向性

- 教職員の長時間勤務・多忙化解消に向けて、「教職員の働き方改革プラン」に基づき、引き続き管理職が教職員一人一人の勤務実態を丁寧に把握し、業務の偏りを解消していくほか、研修等を通じて個々の教職員に勤務時間やワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を浸透させていきます。
- 業務内容を絶えず見直すとともに、必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務については、積極的な外部人材の活用により、教職員の勤務時間の削減と業務負担軽減を図っていきます。
- 教職員の業務負担軽減に効果的な ICT を活用したシステムの適正な運用を推進します。また、DX 化により、業務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進します。
- 「県立学校弁護士相談事業」を学校に対して周知することにより広く活用されるよう推進します。

◆ 施策実施目標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|----------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 38 | 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進 | 新任管理職研修や新任主任研修における労務管理に関する研修の受講率 | 100% | 毎年 100% |

主な取組

①勤務環境の改善の推進

- ・「教員出退勤管理システム」を有効に活用し、管理職が教職員一人一人の出退勤時間と時間外勤務時間を正確に確認し、各教職員の勤務状況に合わせた指導助言や業務分担の見直し等を行います。
- ・過労死等を防ぎ、勤務時間を意識した働き方を浸透させていくために、研修や意見交換、啓発活動を行うほか、教職員の時間の使い方を見直す「タイムマネジメント研修」を実施します。
- ・教員の負担軽減を図るため専科教員を配置するとともに、学校行事、教育課程等の見直しによる業務内容の縮減を推進します。
- ・教職員の勤務の適正化のため、「教職員の働き方改革プラン」を策定し、その進行管理を行います。

②教職員の業務分担軽減を図るための積極的な外部人材の活用

- ・学校の実情を踏まえ、会計業務や印刷業務等を補助するサポートスタッフのほか、部活動を指導・引率できる部活動指導員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を進めます。
- ・市町村による小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置を支援します。

③長時間勤務・多忙化解消に向けた校務のDX化の推進

- ・教員による業務負担の軽減の観点から、校務全般をDX化するシステムを構築・稼働させます。
- ・市町村教職員業務改善協議会を開催し、各市町村の課題を明らかにしながら、県単位での統合型校務支援システムの導入及び機能の充実に向けた協議の支援を行います。
- ・ICTを活用した、校務の時間短縮に役立つ機能についての教職員研修を実施し、業務改善を推進します。
- ・県立学校等におけるトラブル事案に関し、弁護士に相談することにより、論点整理や対応方針の決定等を支援します。

28 ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進

現 状

- 県では、全ての教職員が、互いの人格を尊重し合い、教職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを推進しています。
- そのため、教育現場でのハラスメント等の疑いのある事案を速やかに察知し、問題を解決するための体制を整備するとともに、ハラスメント等の疑いのある事案が発生した際には、専門家の知見を活用しながら的確に対応することで、働きやすい職場づくりに努めてきました。
- 新任管理職研修において労務管理、メンタルヘルスに関する研修を実施するとともに、経年研修等において、アンガーマネジメントやリスクマネジメントに関する研修を行っています。
- 各所属における労働安全衛生管理体制の整備状況の把握及び指導を行うとともに、保健師による個別の健康相談を実施するため、職場巡回健康相談を実施しています。
- ストレスチェックや疲労ストレス測定を実施し、客観的に疲労やストレス状況を把握する機会とし、メンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を実施しています。

課 題

- 育児休業からの職場復帰など、多様な働き方に関する制度の周知
- 教職員の労務管理や、働きがいのある良好な職場環境づくりを推進するための研修の一層の充実
- 教職員自身によるセルフケア対策の推進
- 産業医との連携などラインケア体制の更なる充実
- ハラスメントの未然防止
- 悩みを抱えた教職員がより相談しやすい環境づくりの推進

取組の方向性

- 働きやすい職場環境づくりを推進するための管理職研修を実施し、管理職の労務管理や健全な学校経営についての資質・能力の向上を図ります。
- ハラスメントを未然に防止する意識をさらに高める取組を進め、複数の相談窓口の設置等による事案の速やかな察知と解決を目指します。
- セルフケアに対する意識の向上と実践を推進します。
- 長時間労働者やストレスチェックにおける高ストレス者に対するラインケアを実施します。

◆ 施策実施指標

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値（2023年度） | 目標値（2028年度） |
|----|--------------------------------|--|-------------|-------------|
| 39 | ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進 | 新任管理職研修や経年研修における服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修の受講率 | 100% | 毎年 100% |
| 40 | | 教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合 | 7.1% | 前年度を下回る |

主な取組

① 労務管理に関する研修の実施と制度の周知

- ・ 新任管理職研修や新任主任研修、経年研修において、服務規律遵守や倫理の保持に向けた意識強化を図る研修を実施します。
- ・ 管理職に対して、教職員の正確な勤務時間の管理をはじめとする労務管理や、働きがいのある良好な職場環境づくりを推進するための研修を実施します。
- ・ 育児休業からの職場復帰など、多様な働き方に関する制度の周知に努めます。

② セルフケアの推進

- ・ 教職員にセルフケアの重要性を認識してもらうための啓発活動や、ストレス測定機器によるストレス状態の把握を実施します。また、各種相談窓口の周知を図り、適切なアドバイスが受けられるよう支援します。

③ ラインケア施策の充実

- ・ 長時間労働者や高ストレス者への対応、職場環境改善等について、産業医との連携を図っていきます。
- ・ 管理職による面談等により教職員の不調を早期に把握し、必要な支援を実施できるよう研修等を行います。

④ ハラスメント等の速やかな察知

- ・ ハラスメント等の未然防止のため、「働きやすい職場づくり」の取組等において、ハラスメント防止研修を行います。
- ・ ハラスメントや職場の悩みをワンストップで受け付ける専用相談窓口や弁護士による外部窓口を設置し、広く周知します。

⑤ ハラスメント等の速やかな解決

- ・ 「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」の設置・開催により専門家の知見を活用するなどハラスメント等の事案に的確に対応します。

4 施策の指標

ここに掲げる指標は、子どもたちに身に付けてほしい力を数値化した「子どもたちの姿」と、施策の成果を示す「施策実施指標」の2つに分けて設定しています。

○ 子どもたちの姿

岐阜県教育の目指すべき姿として、子どもたちに身に付けてほしい「3つの力（自立力・共生力・創造力）」を数値化するために設定するものです。『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」として活躍できるようにするためには、県の政策の実施だけで実現できるものではなく、広く県民の皆様と認識の共有を図り、ともに努力を重ねていくことを通じて実現を目指すことが重要です。このため、次の数値については、県の願いとして長期的に100%を目指していきます。

| 3つの力 | 指標 | 現況値 (2023年度) |
|------|---|-----------------|
| 自立力 | 自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う児童生徒の割合 | 小学校 64.2% |
| | | 中学校 67.0% |
| | | 高等学校 67.0% |
| 共生力 | 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある高校生の割合） | 小学校 79.0% |
| | | 中学校 68.2% |
| | | 高等学校 42.3% |
| 創造力 | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 | 小学校 80.5% |
| | | 中学校 66.6% |
| | | 高等学校 71.0% |

○ 施策実施指標

県として実施する施策の指標を数値化するために設定するものです。各施策の実施にあたり、2028年度を達成年度として目標値を設定しています。

| 番号 | 施策 | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|----|--|---|--------------------------------|
| 1 | 1 | 多様な人とながら、関わる力の向上と心の教育の充実 | 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 小学校 84.5% 中学校 81.4% 高等学校 84.3% | 小学校 90% 中学校 90% 高等学校 90% |
| 2 | 3 | いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の徹底 | 認知したいじめのうち、解消したものの割合（小・中・高等学校） 93.7% （※2022年度） | 100% |
| 3 | | 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合 小学校 57.7% 中学校 50.0% 高等学校 61.7% （※2022年度） | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% | |
| 4 | 4 | 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 | 指導計画の作成にあたって、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている学校の割合 小学校 98.6% 中学校 95.7% | 小学校 100% 中学校 100% |
| 5 | | 岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合 60.1% | 80% | |
| 6 | 6 | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 | 幼児教育施設の教職員、保育士等との合同研修を実施した小学校の割合 60.1% | 90% |
| 7 | 7 | 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成 | 地域学校協働活動推進員等を配置している自治体の割合 82.6% | 90% |
| 8 | 8 | 日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合 小学校 79.8% 中学校 85.2% 高等学校 78.0% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% | |
| 9 | | 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた学校の割合 小学校 80.4% 中学校 79.2% | 小学校 100% 中学校 100% | |
| 10 | | CEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上の英語力を有する中学生の割合 54.8% （※2022年度） | 60% | |
| 11 | | CEFRのA2レベル相当（英検準2級等）以上の英語力を有する高校生の割合 45.5% （※2022年度） | 60% | |

| 番号 | 施策 | | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|----|--|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 12 | 9 | ICT を利活用 できる力の育 成 | 前年度までに受けた授業で、 PC・タブレットなどの ICT 機 器を、授業で週3日以上活用し た児童生徒の割合 | 小 学 校 69.1% 中 学 校 80.0% | 小 学 校 80% 中 学 校 90% |
| 13 | | | 1人1台のタブレット端末を使 った授業を受けている高校生 の割合 | 94% | 100% |
| 14 | | | 授業中に、ICT を活用して指導 できる教員の割合 | 80.0% (※2022年度) | 100% |
| 15 | | | 授業中に、児童生徒の ICT 活用 を指導できる教員の割合 | 82.2% (※2022年度) | 100% |
| 16 | | | 情報モラルを指導できる教員 の割合 | 89.9% (※2022年度) | 100% |
| 17 | 10 | 科学技術・情報 技術やものづ くりへの関心 の醸成、起業家 精神等の育成 | 科学技術に関する全国規模の 学会・コンテスト等で入賞した 高校生の数 | 19人・団体 (※2022年度) | 30人・団体 |
| 18 | 11 | 国際理解教育 の充実とグロ ーバル社会で 活躍できる力 の育成 | 高校在学中に海外留学する高 校生の数 | 459人 (※2017年度) | 900人 |
| 19 | 12 | 主権者教育・消 費者教育など の今日的な課 題に対応した 教育の推進 | 18歳になったら選挙権を行使 しようと考えている高校生の 割合 | 80.7% | 100% |
| 20 | 13 | 学びと将来と をつなぐ、地域 と連携したキ ャリア教育の 充実 | 将来就きたい仕事や夢につい て考えさせる指導をした学校 の割合 | 小 学 校 86.2% 中 学 校 96.7% | 小 学 校 100% 中 学 校 100% |
| 21 | | | 中学3年生の生徒が前年度に 職場体験活動を実施した学校 の割合 | 57.4% | 80% |
| 22 | | | インターンシップを実施した 県立高等学校数 | 58校 (※2022年度) | 63校 |
| 23 | 14 | スペシャリスト を育成する 産業教育の充 実 | 高校で学んだことを生かした 職業に就きたいと思う、職業教 育を主とする専門学科で学ぶ 生徒の割合 | 72.9% | 80% |
| 24 | 16 | 体力づくりの 推進 | 新体力テストにおける総合評 価C以上の児童生徒の割合 | 小 学 校 65% 中 学 校 75% (※2022年度) | 小 学 校 80% 中 学 校 85% |
| 25 | | | 卒業後もスポーツをしたいと 「思う」「やや思う」児童生徒の 割合 | 小 学 校 87% 中 学 校 82% (※2022年度) | 小 学 校 90% 中 学 校 90% |

| 番号 | 施策 | | 指標 | 現況値 (2023年度) | 目標値 (2028年度) |
|----|----|--|--|---|---------------------------------------|
| 26 | 17 | 健康教育と食 育の推進 | 食物アレルギー対応シミュレ ーション研修の実施 | 小 学 校 51.1% 中 学 校 44.1% 高等学校 13.3% | 小 学 校 100% 中 学 校 100% 高等学校 100% |
| 27 | | | 朝食を毎日食べている児童生 徒の割合 | 小 学 校 94.4% 中 学 校 87.3% 高等学校 74.5% | 小 学 校 100% 中 学 校 100% 高等学校 85% |
| 28 | 19 | 子どもの安全・ 安心を守る教 育の充実 | 異なる危険を想定した命を守 る訓練を年間3回以上実施し た学校の割合 | 小 学 校 95.8% 中 学 校 92.0% 高等学校 81.8% (※2022年度) | 小 学 校 100% 中 学 校 100% 高等学校 100% |
| 29 | | | 外部の専門家や関係機関等を 招へいし安全教育を実施した 学校の割合 | 小 学 校 94.7% 中 学 校 80.7% 高等学校 64.9% (※2022年度) | 小 学 校 100% 中 学 校 100% 高等学校 100% |
| 30 | 20 | 将来を見据え た魅力ある学 校づくりの推 進 | 学校運営協議会又は学校運営 協議会の類似の仕組みを設置 している学校の割合 | 小 学 校 88.4% 中 学 校 85.3% | 小 学 校 95% 中 学 校 90% |
| 31 | | | 今の高校に入学して満足して いる高校生の割合 | 86.4% | 100% |
| 32 | 21 | 特別支援教育 の推進 | 幼稚園・小・中・高等学校教員 を対象とした発達障がい支援 担当教員等養成研修の受講者 数(累計数) | 319人 | 880人 |
| 33 | | | 特別支援学校高等部及び高等 特別支援学校卒業生のうち、就 職を希望する生徒の就職率 | 95.4% (※2022年度) | 100% |
| 34 | 22 | 多文化共生社 会を目指した 外国人児童生 徒等の教育の 充実 | 小・中学校に在籍する、日本語 指導が必要な児童生徒のうち、 特別な配慮に基づく指導を受 けている児童生徒の割合 | 94.8% (※2021年度) | 100% |
| 35 | | | 日本語指導が必要な生徒のう ち、就職または高等学校等への 進学した生徒の割合 | 80.4% (※2022年度卒業生) | 100% |
| 36 | 23 | 誰一人取り残 さない学びの 機会の整備 | 市町村教育委員会における学 校・フリースクール等連携ガイ ドラインの作成数 | 7市町村 | 42市町村 |
| 37 | 26 | 優れた教職員 の確保と資質・ 指導力の向上 | 学び合い文化の醸成、協働的な 職場環境の定着度(5段階評価) | 3.4 | 4.5 |
| 38 | 27 | 長時間勤務・多 忙化解消など、 教職員の働き 方改革の推進 | 新任管理職研修や新任主任研 修における労務管理に関する 研修の受講率 | 100% | 毎年100% |
| 39 | 28 | ハラスメント 対策など、教職 員の働きやす い職場環境づ くりの推進 | 新任管理職研修や経年研修に おける服務規律遵守及び倫理 の保持に向けた意識強化を図 る研修の受講率 | 100% | 毎年100% |
| 40 | | | 教職員のストレスチェックに おける高ストレス者の割合 | 7.1% | 前年度を下回る |

第4章 岐阜県教育振興基本計画の推進と進行管理

1 岐阜県教育振興基本計画の周知と県民意見の把握

- 第4次岐阜県教育振興基本計画の着実な推進に向けて、計画に掲げた基本的な考え方や施策などについて、児童生徒や保護者、教育関係者をはじめ、広く県民の理解と協力をいただくため、リーフレットや広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図るための広報活動を積極的に推進します。
- スクールミーティングをはじめとする、学校や地域で行われる県民との意見交換の場を積極的に活用し、その声を計画の見直しや教育行政に反映させるための広聴活動として積極的に推進します。

2 目標設定に基づいた進行管理

- 第4次岐阜県教育振興基本計画においては、4つの施策に沿って、28の施策を設定しています。第3章では、28の具体的な施策について、施策の進捗状況を把握する「施策実施指標」と、施策を展開する上で必要となる「主な取組」を示しました。また、子どもたちにバランスよく身に付けてほしい3つの力（自立力・共生力・創造力）を数値化する「子どもたちの姿」を設定しました。
- 岐阜県教育振興基本計画の進行管理にあたっては、外部有識者からなる「岐阜県教育委員会点検評価会議」を年度ごとに開催します。そして、「子どもたちの姿」により子どもたちの現状を把握し、施策の推進状況や、「施策実施指標」の達成状況を明らかにした上で、会議の意見を踏まえ、幅広い観点から客観的かつ公正な点検・評価を実施し、その結果を次年度以降の新たな取組に反映させる PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づく進行管理を行います。



- また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」に基づく事務の点検・評価結果については、報告書を県議会に提出するとともに、県民にも公表し、県教育行政の運営の質の向上と効率化を図ります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

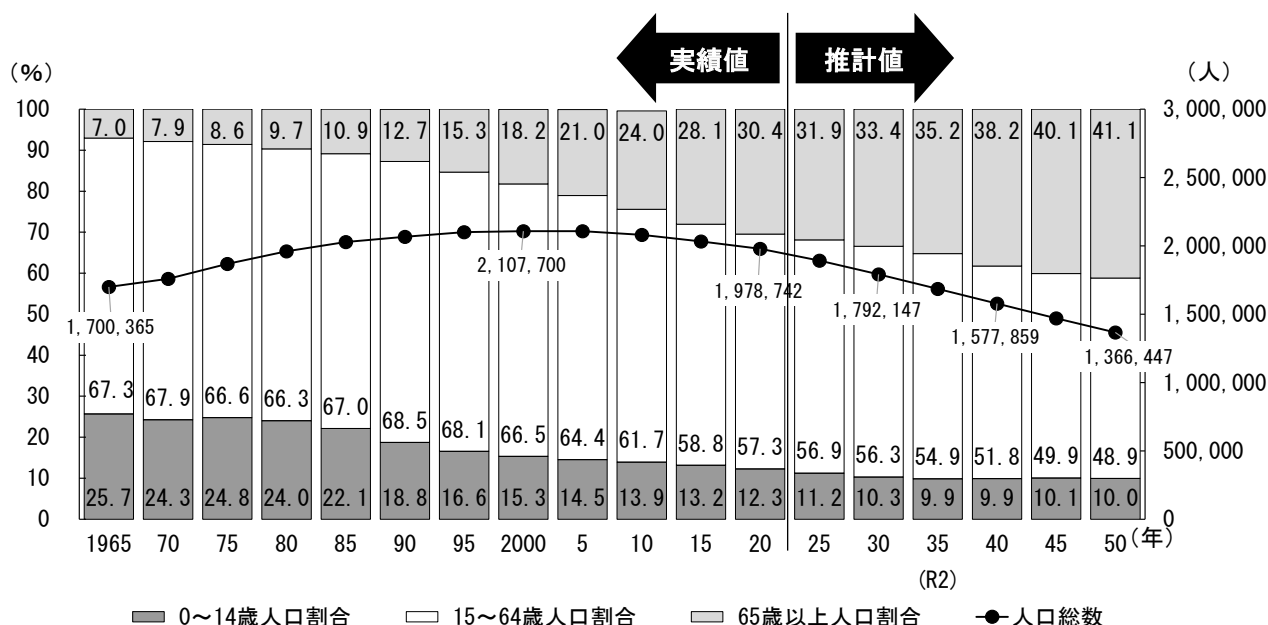
参考資料 教育を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

①人口減少・少子高齢化の進展

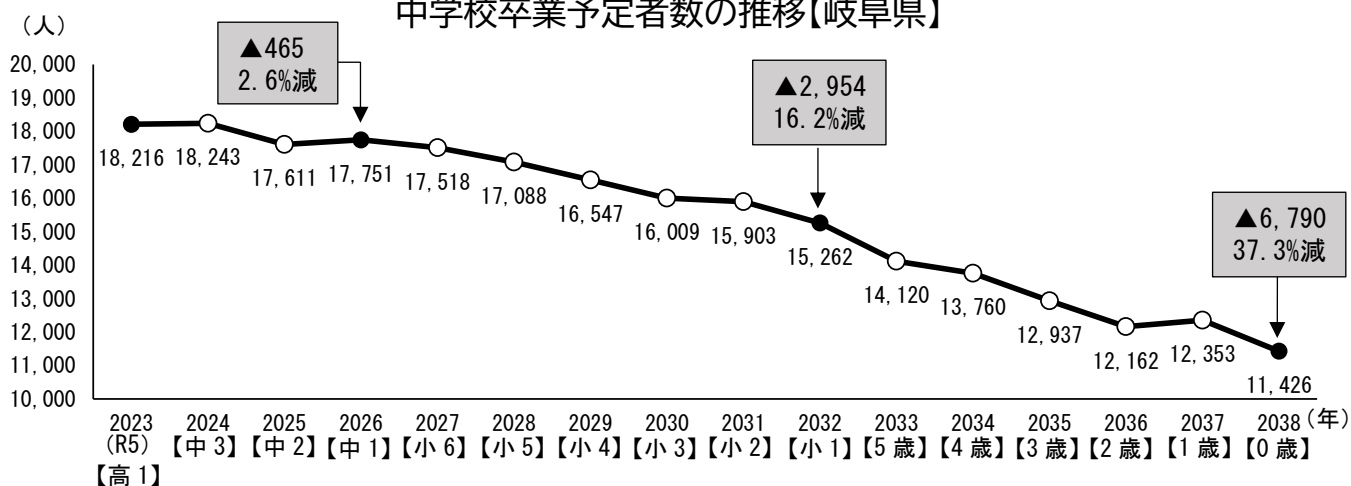
岐阜県の人口は、今後も長期にわたり減少傾向が続きます。地域を支える現役世代（15～64歳）は減少し、65歳以上の高齢者の増加が予測され、「超高齢社会」は今後も継続していきます。中学卒業予定者は長期的に減少し、これまでの10年間以上に、大幅な減少が予測されます。

人口と年齢3区分別人口割合の推移(1965～2050年)【岐阜県】



【出所】実績値：国勢調査（総務省）、推計値：岐阜県政策研究会

中学校卒業予定者数の推移【岐阜県】



【出所】学校基本調査（文部科学省）、人口動態統計調査（岐阜県）

②雇用環境の変化

国勢調査（総務省）によると、県の労働力人口は、2005年をピークに減少傾向であり、2020年には、約1,068千人となり、前回調査に比べ約6千人減少しています。一方で、女性就業者数は増加傾向であり、人口に占める労働力人口の割合は、2020年には54.5%となり、前回調査の51.9%を上回るなど、男女が共に活躍できる社会の実現に向けた取組が進んでいます。

一方で、毎月勤労統計調査年報（厚生労働省）によると、県の常用労働者に占めるパートタイム労働者比率は2022年に33.3%と、5年前に比べて減少しているものの、全国平均を上回っています。

③家庭環境の変化

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、2022年の児童のいる世帯における母親の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は75.7%、うち正規職員の割合は、30.4%と年々増加傾向にあります。

また、国勢調査（総務省）によると、県における子どもがいる夫婦世帯に占める共働きの割合は、2020年に61.1%と、前回調査から増加するとともに、全国平均の55.0%を上回っています。

④教育をめぐる国の動き

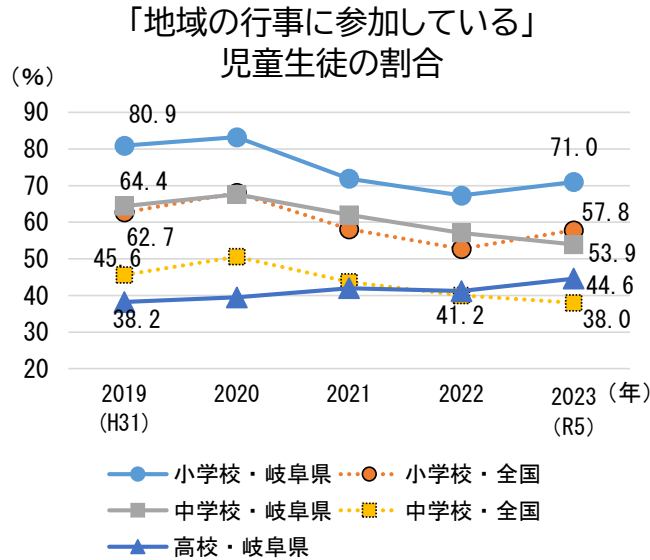
国においては、2023年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに、将来の予測が困難な時代において教育施策の進むべき方向性が示されました。

また、高等学校学習指導要領は2022年度から年次進行で実施されており、2024年度には全面実施となります。新型コロナウイルス感染症を契機として、様々な生活様式が変わり、また、デジタル化が急速に進む中、国の教育改革の動向を踏まえながら、岐阜県の教育施策を進めていく必要があります。

(2) 岐阜県教育の現状

①地域や社会への関心について

「今住んでいる地域の行事に参加しますか」という質問に、小学生の71.0%、中学生の53.9%が肯定的な回答をしています。小・中学生ともに全国平均値を上回っています。高校生では、44.6%が肯定的な回答をしています。

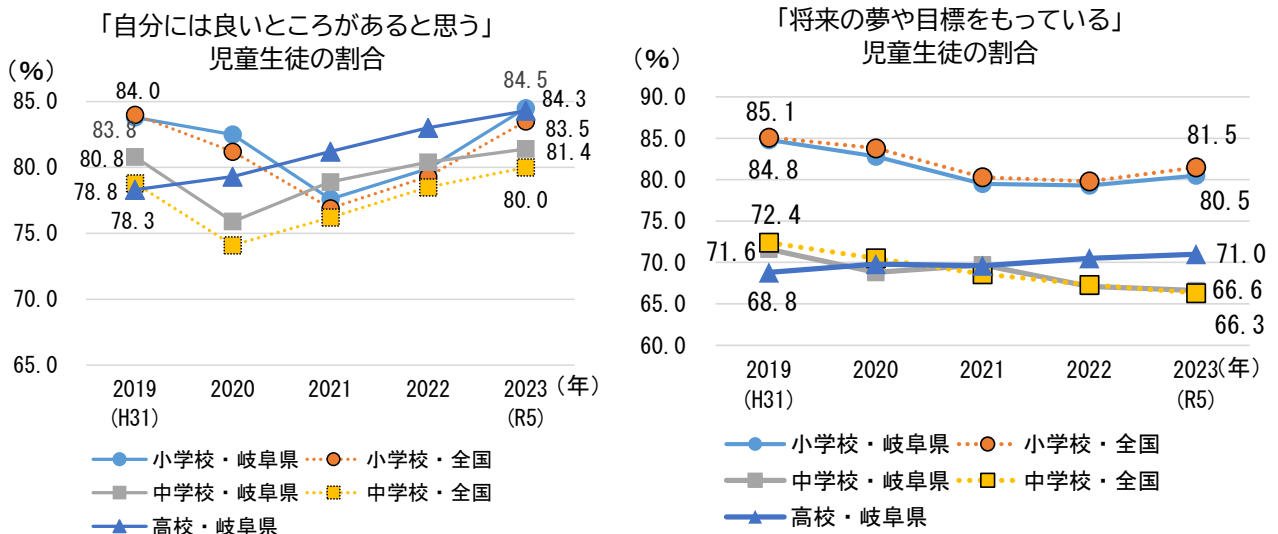


【出所】 令和5年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）（文部科学省）、県教育委員会調査（高2対象）

②キャリア教育と子どもの自己肯定感について

「将来の夢や目標をもっていますか」という質問に、小学生の80.5%、中学生の66.6%が肯定的な回答をしています。小学生は全国平均値を下回り、中学生は全国平均値を上回っています。高校生では、71.0%が肯定的な回答をしています。

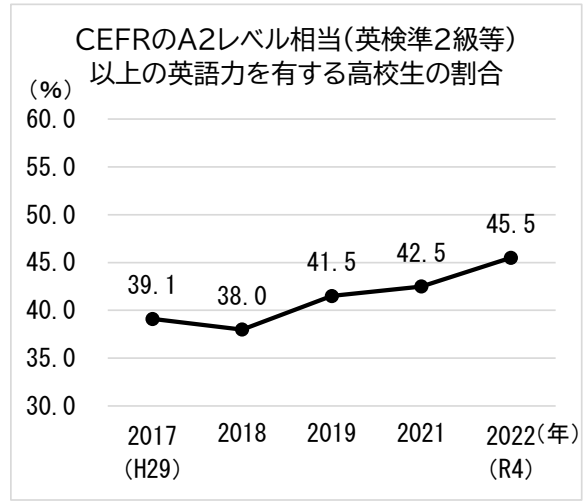
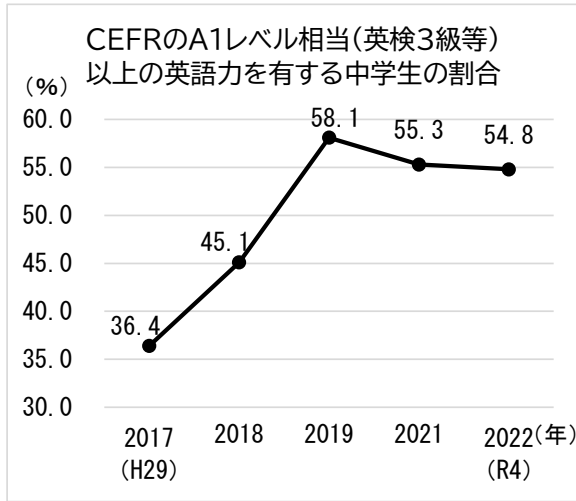
また、「自分には良いところがあると思う」という質問に、小学生の84.5%、中学生の81.4%が肯定的な回答をしています。小・中学生ともに全国平均値を上回っています。高校生では、84.3%が肯定的な回答をしています。



【出所】 いずれも、令和5年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）（文部科学省）、県教育委員会調査（高2対象）

③グローバル化への対応について

卒業時に CEFR の A1 レベル相当（英検 3 級等）以上の英語力を有する中学生の割合は、55%程度、卒業時に CEFR の A2 レベル相当（英検準 2 級等）以上の英語力を有する高校生の割合は 46%程度まで上昇しています。

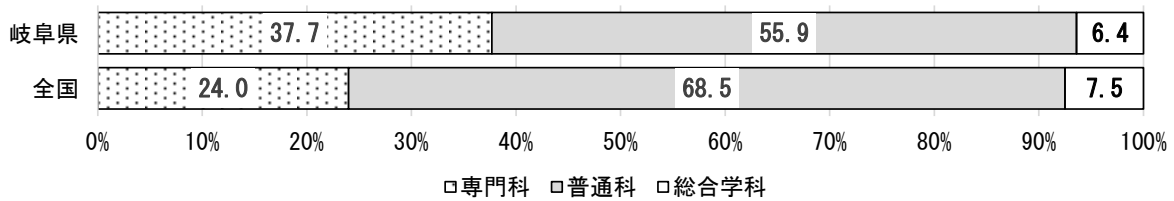


【出所】 いずれも、英語教育実施状況調査（文部科学省）

④高等学校の状況

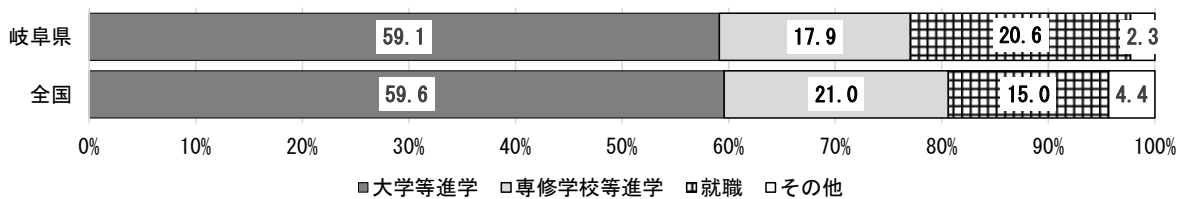
県内公立高等学校の定員設定における専門学科の定員の割合は、全国平均に比べ多くなっています。また、高等学校卒業生の就職者の割合は全国平均に比べ多くなっています。2022年度の大学等進学者の割合は 59.1%となっています。

公立高等学校の定員設定(2022年度)



【出所】 県教育委員会調査

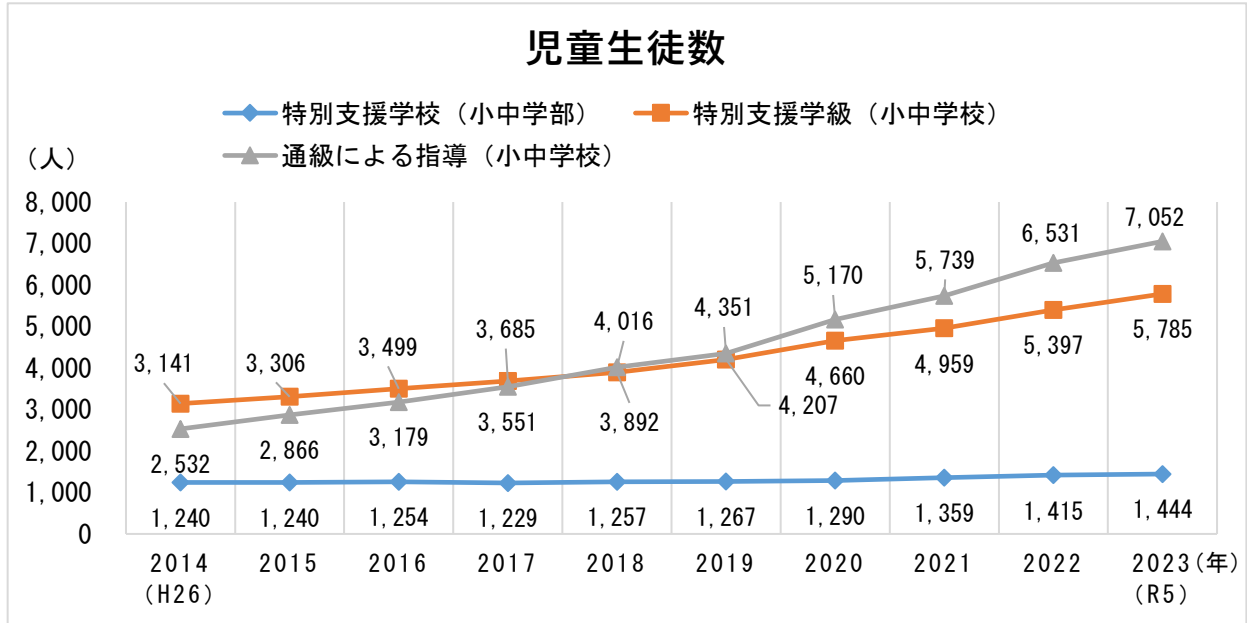
高等学校卒業生の進路状況(2022年度)



【出所】 学校基本調査（文部科学省）

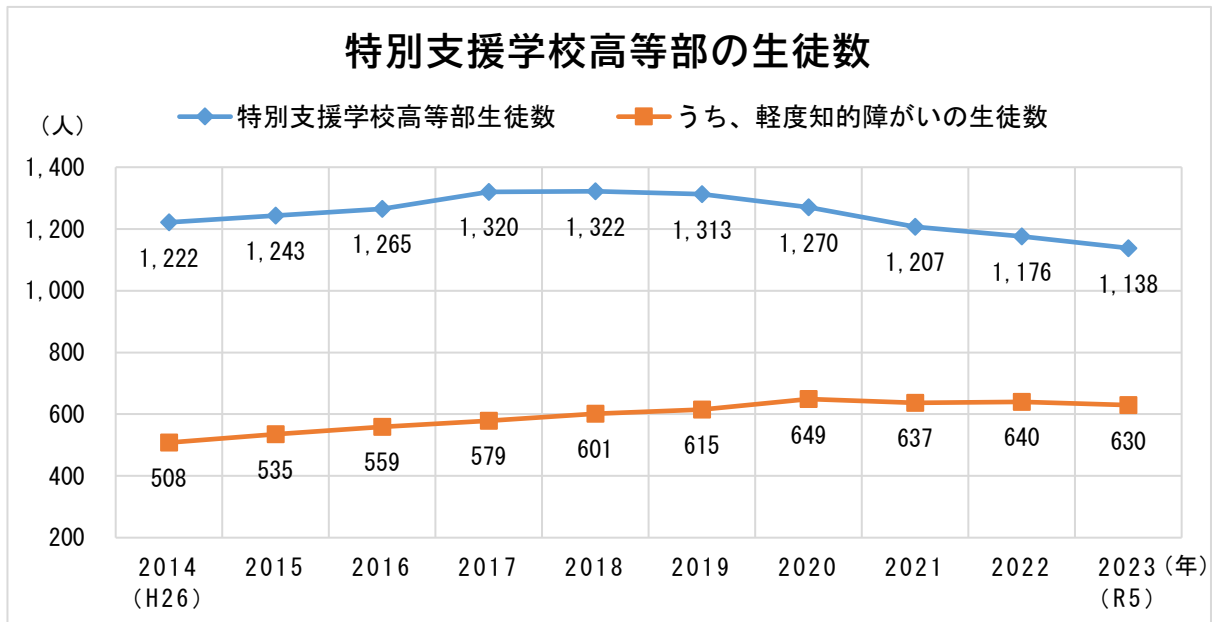
⑤特別支援学校の状況

義務教育段階の特別支援学校の児童生徒数は、2014年度から10年間で1,240人から1,444人へ約1.2倍に増加しています。小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数も毎年増加しており、特別支援学級は10年間で約1.8倍、通級による指導を受けている児童生徒は約2.8倍となっています。



【出所】学校基本調査（文部科学省）、県教育委員会調査

特別支援学校高等部の生徒数は、2018年度をピークに減少していますが、そのうち、軽度の知的障がいのある生徒数は、10年間で約1.2倍に増加しています。

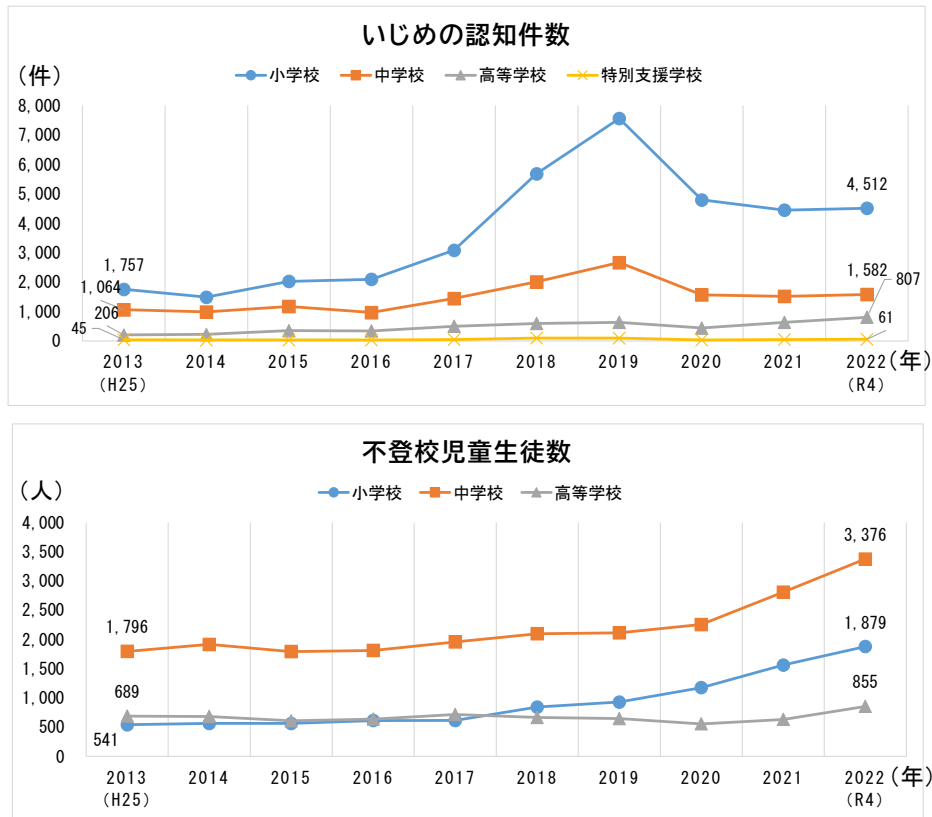


【出所】学校基本調査（文部科学省）、県教育委員会調査

⑥いじめ・不登校について

県内の学校におけるいじめの認知件数は、2022年度は小学校 4,512 件、中学校 1,582 件、高等学校 807 件、特別支援学校 61 件となっており、1,000 人当たりの認知件数は全ての学校種で増加に転じました。

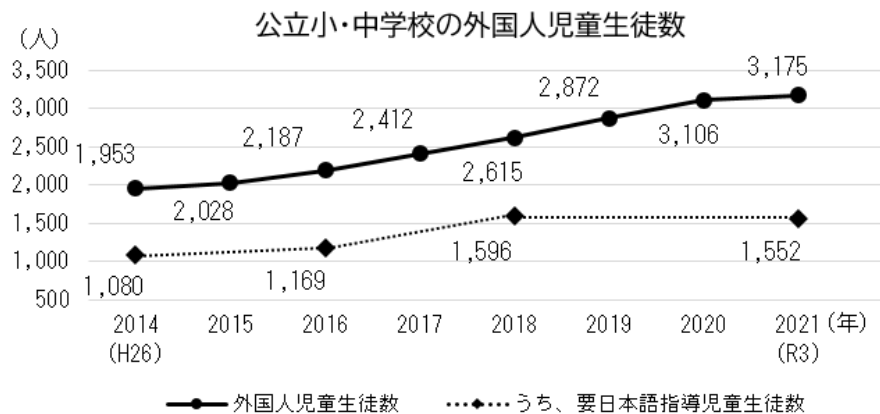
また、県内の学校の不登校児童生徒数は、2022年度は小学校 1,879 人、中学校 3,376 人、高等学校 855 人となっています。



【出所】いずれも、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

⑦外国人児童生徒について

公立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は 2021 年度で 3,175 人であり、ここ 5 年間で約 1.5 倍、そのうち、日本語の指導を要する児童生徒数は 2021 年度で 1,552 人であり、ここ 5 年間で約 1.3 倍となっており増加傾向にあります。



【出所】学校基本調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（いずれも文部科学省）

⑧小・中学生の学力について

「全国学力・学習状況調査」の結果によると、小学校では、国語、算数ともに、全国の平均正答率を下回っています。中学校では、国語、数学、英語の全ての教科において、全国の平均正答率を上回っています。

子どもの学力の状況

| 質問項目 | 小学校6年生 | | 中学校3年生 | |
|-------|--------|------|--------|------|
| | 岐阜県 | 全国 | 岐阜県 | 全国 |
| 国語 | 65 | 67.2 | 71 | 69.8 |
| 算数・数学 | 60 | 62.5 | 53 | 51.0 |
| 英語 | | | 48 | 45.6 |

【出所】 令和5年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）（文部科学省）

⑨学習への取組について

「日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う」という質問に、小学生の79.8%、中学生の85.2%が肯定的な回答をしており、いずれも全国平均値を上回っています。高校生では、78.0%が肯定的な回答をしています。

また、「日常の授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う」という質問に、小学生の64.2%、中学生の67.0%が肯定的な回答をしており、いずれも全国平均値を上回っています。高校生では、67.0%が肯定的な回答をしています。

さらに、「日常の授業では、児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」という質問に、小学生の81.5%、中学生の82.4%が肯定的な回答をしており、小学生は全国平均値を下回っています。高校生では、78.9%が肯定的な回答をしています。

学習への取組状況

| 質問項目 | 小学校 | | 中学校 | | 高校 |
|--|------|------|------|------|------|
| | 岐阜県 | 全国 | 岐阜県 | 全国 | 岐阜県 |
| 日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う | 79.8 | 78.8 | 85.2 | 79.2 | 78.0 |
| 日常の授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う | 64.2 | 63.7 | 67.0 | 62.1 | 67.0 |
| 日常の授業では、児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う | 81.5 | 81.8 | 82.4 | 79.7 | 78.9 |

【出所】 令和5年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）（文部科学省）、県教育委員会調査（高2対象）

⑩体力・運動能力について

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、各種目の体力や運動能力を得点化したものの合計得点である体力合計点は、小学生は全国平均値を下回り、中学生は全国平均値を上回っています。

また、「1週間の総運動時間（授業時間を除く）」について、60分以上の児童生徒の割合は、令和4年度では、小学5年男子 90.5%〔全国 91.1%〕、小学5年女子 86.0%〔同 85.5%〕、中学2年男子 92.5%〔同 91.9%〕、中学2年女子 84.5%〔同 81.9%〕となっており、概ね全国平均値を上回っています。

子どもの体力の状況

| 質問項目 | 小学校5年生 | | 中学校2年生 | |
|-----------|--------|------|--------|------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 握力 | ▲ | | ○ | ○ |
| 上体起こし | ▲ | | | |
| 長座体前屈 | ▲ | ▲ | ○ | ○ |
| 反復横とび | | | ○ | |
| 20mシャトルラン | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 持久走 | | | ▲ | ▲ |
| 50m走 | | | ○ | |
| 立ち幅とび | ▲ | | | |
| ボール投げ | | ○ | ○ | ○ |
| 体力合計点 | 51.5 | 54.0 | 41.6 | 47.9 |
| (全国平均値) | 52.3 | 54.3 | 41.0 | 47.4 |

全国平均値 50 とし、○上回る、▲下回る〔※無印については全国平均と同等（T得点 49.6～50.4 の範囲）〕

【出所】令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2対象）（スポーツ庁）

⑪教員の多忙化の状況について

各学校において多忙化解消の取組が展開されており、特に時間外勤務が多かった小・中学校で時間外勤務時間が減少するなど、多忙化解消の取組の成果が現れつつあります。

教員の時間外勤務（月あたりの平均時間外在校等時間）の状況

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 小 学 校 | 42 時間 22 分 | 36 時間 51 分 | 36 時間 36 分 | 34 時間 58 分 |
| 中 学 校 | 52 時間 41 分 | 42 時間 09 分 | 42 時間 21 分 | 40 時間 46 分 |
| 高 等 学 校 | 36 時間 37 分 | 21 時間 21 分 | 20 時間 42 分 | 22 時間 59 分 |
| 特 別 支 援 学 校 | 21 時間 56 分 | 14 時間 58 分 | 15 時間 48 分 | 15 時間 05 分 |

【出所】県教育委員会調査

第4次教育ビジョン策定委員会 委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 主 な 職 名 | 備 考 |
|-------|----------------------------|---------|
| 石田 達也 | 岐阜県高等学校長協会会長 | |
| 今井田 直 | 岐阜県高等学校PTA連合会会長 | 令和4年度委員 |
| 川島 政樹 | カワボウ株式会社代表取締役社長 | |
| 北浦 茂 | 学校法人西濃学園 学園長 | |
| 後藤栄一郎 | 岐阜県高等学校PTA連合会会長 | 令和5年度委員 |
| 下屋 浩実 | 岐阜県私立中学高等学校協会会長 | |
| 杉山 寛絵 | 岐阜県特別支援学校PTA連合会会長 | 令和4年度委員 |
| 高村 和代 | 岐阜聖徳学園大学教育学部教授 | |
| 中川 正之 | 一般社団法人岐阜県経済同友会筆頭代表幹事 | |
| 長屋 成博 | 岐阜県特別支援学校PTA連合会副会長 | 令和5年度委員 |
| 長屋メイ子 | 岐阜県小中学校長会会長 | |
| 西川 信廣 | 演出家・劇団文学座 | |
| 籾 修子 | スキー競技クロスカントリースキー選手（冬季五輪出場） | |
| 益子 典文 | 岐阜大学教育学部附属学習協創開発研究センター教授 | 委員長 |
| 松野 英子 | たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長 | |
| 水川 和彦 | 岐阜県都市教育長会会長 | |

第4次教育ビジョン策定委員会 委員会の経過

| 会 議 | 期 日 | 主 な 議 題 |
|-----|-----------------------|--|
| 第1回 | 【2022年度】 2023年2月7日 | ○委員長の選出について ○第4次岐阜県教育ビジョンの策定について ○教育を取り巻く社会経済情勢の変化について ○岐阜県教育の現状と課題について |
| 第2回 | 【2023年度】 2023年6月1日 | ○第4次岐阜県教育ビジョンの策定に向けた整理（案）について |
| 第3回 | 2023年8月29日 | ○第4次岐阜県教育ビジョンの骨子案について |
| 第4回 | 2023年11月27日 | ○第4次岐阜県教育振興基本計画の素案について |
| 第5回 | 2024年2月上旬 (予定) | ○第4次岐阜県教育振興基本計画の最終案について（予定） |

総合教育会議 会議の経過

| 会 議 | 期 日 | 主 な 議 題 |
|--------------|------------------------|--|
| 令和4年度 第2回 | 【2022年度】 2023年2月16日 | ○部活動の地域移行について ○第4次岐阜県教育ビジョンの策定について |
| 令和5年度 第1回 | 【2023年度】 2023年6月16日 | ○第3次岐阜県教育大綱（岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱）の策定について ○第4次岐阜県教育振興基本計画（岐阜県教育ビジョン）の策定について |
| 第2回 | 2023年9月12日 | ○岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱（第3次岐阜県教育大綱）の策定について ○岐阜県教育振興基本計画（第4次岐阜県教育ビジョン）の策定について |

スクールミーティング*等の実施について

| 実施内容 | 期 日 | 実 施 先 | |
|----------------------------|-----------------------|----------------|--------|
| スクールミーティング | 【2023年度】 2023年7月4日 | 岐阜県立不破高等学校 | 垂井町 |
| スクールミーティング | 2023年7月13日 | 北方町立北学園・子ども園 | 北方町 |
| 策定委員と教育委員会 事務局職員との意見交換会 | 2023年9月21日 | 岐阜県庁 | 岐阜市 |
| スクールミーティング | 2023年10月12日 | 岐阜県立中津川工業高等学校 | 中津川市 |
| スクールミーティング | 2023年10月12日 | 中津川市立第一中学校 | 中津川市 |
| 学校訪問 | 2023年10月16日 | 立命館守山中学校・高等学校 | 滋賀県守山市 |
| 学校訪問 | 2023年10月16日 | 滋賀県立守山中学校・高等学校 | 滋賀県守山市 |
| スクールミーティング | 2023年10月24日 | 岐阜市立三輪北小学校 | 岐阜市 |

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議